

官報

号外 昭和四十二年六月九日

第五十五回 参議院會議錄第十五号

昭和四十二年六月九日(金曜日)

午前十時十九分開議

○議事日程 第十五号

昭和四十二年六月九日

午前十時開議

- 第一 永年在職議員表彰の件
- 第二 國務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度林業施策について)
- 第三 石油開発公団法案及び動力炉・核燃料開発事業団法案(趣旨説明)
- 第四 宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案(内閣提出)
- 第五 登録免許税法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件
 - 一、裁判官弾劾裁判所裁判員、檢察官適格審査会委員予備委員及び台風常襲地帯対策審議会委員の選挙
- 日程第一より第七まで
一、沖縄居住者等に対する失業保険に関する特

昭和四十二年六月九日 参議院會議錄第十五号

議長の報告

別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

宮内庁法の一部を改正する法律案

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

建設省設置法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

関税及び貿易に関する一般協定の議定書の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国間の第三確認書の締結について承認を求め

るの件

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

公害対策基本法案(角屋堅次郎君外六名提出)

公害の顯著な地域等における公害防止特別措置法案(角屋堅次郎君外七名提出)

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。

森林法の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

たい旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 鈴木 壽

同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく昭和四十一年日本銀行政策委員会報告書を受領した。

去る五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

外務委員

大蔵委員

文教委員

運輸委員

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

外務委員

大蔵委員

文教委員

運輸委員

建設委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

石炭鉱業年金法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号

議長の報告 會議 裁判官彈劾裁判所裁判員辭任の件
委員予備委員及び台風常襲地帯対策審議委員の選舉

議事日程追加の件 裁判官彈劾裁判所裁判員 檢察官適格審査會

四三二

る法律案(大原亨君外四十一名提出)
去る六日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

法務委員 加瀬 完君
商工委員 小柳 勇君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 小柳 勇君
商工委員 加瀬 完君

同日委員会において當選した理事は左の通りである。

大蔵委員会 理事 中尾 辰義君(中尾辰義君の補欠)
運輸委員会 理事 岡本 悟君(岡本悟君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(山田趾目君外四十一名提出)

一昨七日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

地方行政委員 野々山一三君
法務委員 小柳 勇君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 加瀬 完君
法務委員 野々山一三君

同日議長において、左の特別委員の辭任を許可した。

公職選挙法改正に関する特別委員 北條 浩君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員 洪谷 邦彦君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

公害対策基本法案(折小野良二君外一名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(山花秀雄君外十二名提出)

同日内閣總理大臣から議長宛、去る六日付をもって外務省經濟局長加藤匡夫君は特命全權大使に、社会保険庁長官山本正淑君は厚生事務次官にそれぞれ任命されたのでその政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣總理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省經濟局長 鶴見 清彦君
社会保険庁長官事務取扱 山本 正淑君

同日内閣總理大臣から議長宛、外務省經濟局長鶴見清彦君外一名(同日議長承認を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨日八日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

法務委員 龜田 得治君
商工委員 竹田 現照君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 竹田 現照君
商工委員 龜田 得治君

同日議長において、左の特別委員の辭任を許可した。

議院運営委員 中村 順造君
同日議長から左の議案が提出された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案(鈴木力君外一名免議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案

地方行政委員会に付託

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廢止する法律案(田畑金光君外二名提出)

社会労働委員会に付託

電気工事業及び電気工事士法案(麻生良方君外二名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

登録免許税法可決報告書

登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案可決報告書

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

同日議長は、地方制度調査会委員本院議員林虎雄君が去る五月二十七日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同調査会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を推薦する旨内閣に通知した。

記 参議院議員 成瀬 惺治君
同日議長は、選挙制度審議会特別委員本院議員鈴木壽君の同審議会特別委員辭任による補欠として左記の者を推薦する旨内閣に通知した。

記

参議院議員 大矢 正君

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

この際、おはかりいたします。

伊藤顯道君から、裁判官彈劾裁判所裁判員を辭任したいとの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、裁判官彈劾裁判所裁判員二名、檢察官適格審査会委員予備委員、台風常襲地帯対策審議会委員各一名の選舉を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○永岡光治君 各種委員の選舉は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○園田清充君 ただいまの永岡君の動議に賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 永岡君の動議に御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に井川伊平君、阿部竹松君、

檢察官適格審査会委員予備委員に矢山有作君、

台風常襲地帯対策審議会委員に藤原道子君を指名いたします。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、永年在職議員表彰の件。

国会議員として在職期間二十五年に達せられた議員野溝勝君に対し、院議をもってその功勞を表彰することとし、その表彰文は議長に一任せられたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました表彰文を朗読いたします。

〔野溝勝君起立〕

議員野溝勝君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及ぶ常に憲政のために力を尽くされました。参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します。

〔拍手〕

表彰状の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(重宗雄三君) 野溝勝君から発言を求められております。この際、発言を許します。野溝勝君。

〔野溝勝君登壇、拍手〕

○野溝勝君 一言、お礼のことを申し上げたいと思ひます。

ただいまは、院議をもちまして、私に対し、永年在職のゆえをもつて御懇篤な表彰を賜わったことを、まことに名譽に感じます。ここに、心からお礼を申し上げたいと思ひます。

顧みれば、私は、日本における近代的な社会運動の勃興期であつた大正の中・後期から今日に至る半世紀を、農民解放と社会主義の実現のために、その道一途に歩んでまいりました。そうして、いま静かに、この半世紀の歴史の變遷を思うとき、なかならず、敗戦の惨禍から立ち直り、今日再び世界の先進国の一つに数えられるに至つた

日本の姿を、いろいろの意味において思うとき、まことに感慨無量なものがあつます。

申すまでもございせんが、私が歩んだこの半世紀を含めて、今日までの百年は、日本の歴史の上でまたない激動期でありました。特に、明治から大正、昭和のいわゆる満州事変、日華事変に始まりまして、太平洋戦争の侵略とその敗北に至つた日本の歴史は、戦争の歴史でありました。そして、この中で、日本の資本主義というものが伸びてきたわけでありました。この間、ファシズムのあらしがすぎ、言論、思想、宗教、集会、結社の自由、あるいは学問、文芸、研究の自由は侵害されまして、人権がじゅうりんされ、ついにはすべてが破綻して、敗戦の惨禍がもたらされたのであります。

私は、この太平洋戦争のはしりとも言うべき満州事変のころは、長野県県会議員としての無産党議員として、地方議會で戦つてまいりました。

次いで、昭和十二年、日華事変の年に、初めて衆議院議員に當選いたしました。自來三十年、いわゆる戦争協力の翼賛議員を拒んで中断いたしましたこの期間などを除きまして、衆議院議員としては三期、七年十月、本院議員といつたしましては三期、十七年二月、通算して二十五年の間、非力ではありましたが、私なりに、世界と日本人の自由、平等、平和と繁榮を、一筋に願つてまいりました。そして新憲法下にあつては、その擁護と民主化の推進、憲政発展に力を尽くしてきたつもりでございます。しかしながら、何ぶんにも浅学非才でございます。これという功績をあげることもできず、いたずらに歳月を重ねるのみで、さうきたえません。

それにもかかわらず、本日表彰の榮譽に浴することができましたことは、ひとえに、同僚諸君をはじめ、涙が出るほどの、あの苦しみをもつた、風雪をもつた、いまはなき先輩同志の御指導と、庶民各位のあたたかき御支援のためものと存じ、深く深く感激にたえせんところであります。

日本在職議員表彰の件 國務大臣の報告に關する件(林業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度林業施策について)

私は、本日この感激を胸に深くおさめまして、皆さんとともに、内にあては、あくまでも現憲法を守り、外にあては、今日のベトナム、中東戦争を消しとめ、日本と世界の平和、繁榮のために、なお微力をささげたいと存じております。

何とぞ、皆さまにおかれましては、私の微衷をおくみ取り賜ひまして、旧に倍する御指導、御鞭撻を賜ひますよう、衷心よりお願い申し上げます。次第でございます。

特に最後に、議長に対しましては、御病氣のところを、抑して、本日、この私の表彰の院議に出席されたというのを聞きまして、まことに私は感激にたえません。感謝をするものであります。一言述べまして、深甚な謝意を表する次第でございます。ありがとうございます。

〔拍手〕

○議長(重宗雄三君) 日程第二、國務大臣の報告に關する件(林業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度林業施策について)。

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。倉石農林大臣。

〔國務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(倉石忠雄君) 先般、政府は、林業基本法第九条の規定に基づきまして、「昭和四十一年度林業の動向に關する年次報告」及び「昭和四十二年度において講じようとする林業施策」を国会に提出いたしました。以下その概要を御説明いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

第一に、昭和四十一年度を中心とする最近の林業の動向について申し上げます。

まず、木材の需要の動向について見ますと、薪炭需要の減少や代替財の進出等、需要構造の變化を伴いつつも、趨勢的には拡大基調にあり、四十一年の用材需要量は、一般經濟の影響を受けまして、前年より微減いたしました。四十二年には再び増勢に転じております。

これに對しまして、国内における木材生産は依然として停滞の傾向を示しております。一方、外材輸入量は逐年増加し、四十年には、用材供給量に占める割合は前年をさらに上回り、二八・六％となつたのであります。このような需給状況を反映して、木材価格は四十一年の前半には低迷いたしました。後半から四十一年にかけて上昇しております。

一方、国内における森林資源の開発は必ずしも十分でなく、生産性の高い人工林は、全森林面積に對し、三・一％にすぎない現状であります。しかも、最近における造林の状況を見ますと減少の傾向を示しております。

次に、林業經營の動向について申し上げます。わが国の林業生産を担当している經營体は、きわめて多様であります。林業生産の過半をになつております私有林經營におきましては、その經營規模は零細なものがきわめて多く、經營基盤が脆弱であり、その生産活動も一般に停滞的であります。

次に、林業従事者の動向について申し上げます。近年山村農民の流出が著しくなつてきておりまして、その結果、林業労働力の不足とともに、質的劣弱化の傾向が見られ、その労賃も上昇を見えております。

以上申し上げましたのが、最近における林業の主要な動向であります。

第二に、「林業に關して講じた施策」であります。これは最近特に四十一年度以降において、政府が林業振興上実施した主要な施策を述べたものであります。

第三に、「昭和四十二年度において講じようとする林業施策」について、その概要を申し上げます。政府といたしましては、ただいま御説明申し上げ

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号

した林業の動向を考慮し、林業基本法に定められた基本的方向に従って諸施策の推進をはかることとしたしております。

四十二年度において講じようとする林業施策の主要なものとしたしましては、

まず第一は林産物需要の動向に應ずるよう、林業生産の増大及びその生産性の向上をはかることとあります。このため、計画的施策の推進、林道の開設、造林の推進等の施策を積極的に推進することとしたしております。

第二は、林業構造の改善を積極的に推進することとあります。このため、林業構造改善事業促進策を前年度に引き続き計画的かつ強力に実施するとともに、入り会い林野の近代化等の諸施策を講ずることとしたしております。

第三は、林産物の需給の安定、流通の合理化等をはかるための施策を充実することとあります。このため、林産物の需給動向の把握、流通の合理化及び外材輸入の適正円滑化等の施策を推進することとしたしております。

第四は、林業従事者の確保をはかることとあります。このため、林業労働力対策及び社会保障の拡充等につとめることとしたしております。

第五は、林業技術の向上をはかることとあります。このため、試験研究体制の整備強化をはかるとともに、普及指導事業の充実につとめることとしたしております。

第六は、林業金融の拡充及び林業税制の改善をはかることとあります。このため、農林漁業金融公庫の林業関係資金の融資ワクの拡大及び貸し付け条件の改善等をはかるとともに、林業に関する税制についても改善を行なうこととしたしております。

以上のほか、山村振興対策の推進、国有林野の積極的な活用をはかるとともに、森林の持つ公益的機能を増進するため、保安林の整備、治山事業の拡充をはかることとしたしております。

国務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度林業施策について)

事項にとまらず、各省所管事項をも含め、林業に関する施策全般について記述いたしております。

以上、「昭和四十一年度林業の動向に関する年次報告」及び「昭和四十二年度において講じようとする林業施策」について、その概要を御説明いたしました次第であります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。矢山有作君。

〔矢山有作君登壇、拍手〕

○矢山有作君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました「昭和四十一年度林業の動向に関する年次報告」及び「昭和四十二年度において講じようとする林業施策」に対し、数点にわたり質問いたします。

まず、総理に伺います。

従来のわが国の林政は、山を見て人を見ない資源政策であるといわれてきたのであります。すなわち、零細な山村民の上に大山林地主が君臨し、独占資本に奉仕する体制を是認したまま、ただ山を緑にすればよいとしたのが従来の林政であったのであります。林業基本法は、さすがの自民党政府も、この林政の立ちおくれを悟って、経済政策的な林政に転換しようとしたものであります。が、その実態は、資源維持的な林政から木材消費資本のための資源造成政策に転換したにすぎないものであったのであります。かように、わが国林政は、独占資本奉仕の姿勢を一そう露骨にしたのであります。その結果はどうでありましょうか。白書も認めているように、木材の国内生産は年々低下して、五年前より一・二%も減少しております。再生産の確保及び生産力の強化に欠くことのできな人工造林も、五年前の一〇・三%減であり、特に民有林については一五・九%もの減少であります。また、これに反して、外材の輸入は、五年間に、数量で二・七倍、金額で二・九倍という、おそろるべき増加でありまして、輸入依存

率は、昭和三十五年の一三・三%から四十年の二八・六%へと著しく高まり、総輸入額に占める割合も、三・八%から六・〇%に上昇したのであります。さらに、山村農家の人口減少率三・三%、出かせぎ率二・六%は、都市近郊、平地農村、山村のいずれよりも高く、林業労働力の減少と老齢化が進んでいるのであります。政府は、森林資源基本計画等を作成して、当面、輸入依存率が高まると説明しているのではありませんか、人工造林が減少すれば、この計画は根柢からくずれするのであります。

佐藤総理は、このわが国林業の衰退と山村民切り捨ての現状をどう考え、山村民大衆のための林政をどう進めるお考えであるか、承りたいのであります。

次に、森林計画とその実績について伺います。

白書も述べているように、政府は、林業基本法に基づいて、今後五十年間の需給見通し及び森林資源基本計画を定め、さらに、森林法に基づいて十年間の全国森林計画を定めております。これらは、かつての林政が伐採量を現実の生長量の範囲に抑制しようとしたのに対し、天然林より三倍程度生長力の大きい人工林化を行ない、これによって供給力を高めようとするものであり、かつ、増大する需要に対応するため、なるべく早い時期に人工林化を進めようとするものであります。全国森林計画によると、年平均二十九万ヘクタールの拡大造林が計画されているのに対し、その実績は、四十年間では、計画量を一万ヘクタール下回るに至っております。林道に至っては、年平均五千キロメートルの計画に対し、半分程度の実績しかあげていないのであります。白書は、林道から千五百メートル以上離れた森林がなお全体の四割近くに及んでいると言っているのではありませんか、ほとんど公共投資に依存している林道の開設が、かようなことでは、他の条件が好転をしても、造林も伐採も停滞せざるを得ないではありませんか。政府がみずから立てた計画を自分でサボター

ジュすることは、断じて見のがすことができません。この点について、農林大臣及び大蔵大臣の所見を伺いたないのであります。

次に、林業構造政策について伺います。林業近代化のためには、林業構造の改善が不可欠の条件であります。わが社会党は、このため、まず全国土の土地利用区分を実施し、林地とすべき土地については大山林地主の土地を解放し、林業の共同経営と国有林の民主的管理を進めて、山村民を独占資本と大山林地主の搾取から防衛する政策を提唱いたしました。しかるに、政府は、圧倒的多数の零細所有者を無視し、階層分解を進めて、無防備の賃労働者に転落させる政策を進めております。今日山村において、最も著しく、かつ、その傾向が強まっている人口の流出や、いわゆる過疎現象の出現、あるいは「出るも地獄、残るも地獄」と言われたゴースト・タウンの出現を、総理は何と考えておられるのでありますか。一体、大山林地主は農地改革のような洗礼を受けておらず、戦前から半封建的な性格を今日まで受け継いできたのであります。政府は、かようなわが国林業の体制の問題を温存したまま、林業近代化をやつてい

るのであります。これが大きな誤りであることは、冒頭に申し上げた造林と伐採の停滞が雄弁に物語っているものであります。私は、一方で大山林地主の切り惜しみを放任しながら、林業の衰退を招きつつある今日、この林業全体を支配しているエンカー的な、おくれ体質を打破して、弱い立場にある山村民大衆を擁護し、国土の高度利用を実現する政策こそが、真の林業構造政策だと考えているのであります。政府が本年度から着手しようとしている個別森林施策計画制度や、団地造林制度のごときは、事の本質を無視した、きわめて不十分な施策であります。林業構造政策のあり方について、農林大臣の所見を伺いたないのであります。次に、外材問題について伺います。木材の国内生産が停滞した反面、旺盛な需要の増加によって外材の輸入が急激に増加しております。外材の輸

人は、白書によると、四十年には、石油、鉄鉱石に次いで第三位の輸入品目になったと報告しておりますが、四十一年には鉄鉱石を抜いて第二位にのし上がったのであります。政府は、この外材輸入を国内生産の不足を補完するものと説明してありますが、事態はそれほど単純なものではありません。すなわち、外材輸入の増大とともに、国産材はますます地場消費の傾向が強まり、近代的な外材専門工場が隆揚港に立地して、在来の中小製材工場を圧迫し、外材が国産材と競合する分野に大躍進して、国内生産停滞の最大の要因となり、三十六年以降、外材インパクトとして大いに業界で騒がれてきたのであります。また、昨年後半以降、高級材を中心に木材価格水準がかなり上昇し、外材も米穀をはじめ大衆向けの米ツガまで上昇を示すに至ったのであります。私は外材問題に關して、特に次の三つの事項について問題を感ずるのであります。

その一は、外材価格の動向であります。私は木材のように生産に長年月を要する資源は、長期的に見れば、国際的にも価格の上昇を来たさざるを得ないと考えているのであります。木材輸入が総輸入額の六割も占めるに至っている今日、国土の許す限り国内生産の増強につとめるべきであると存するのであります。

その二は、製材品輸入の漸増であります。製材品輸入は、四十年こそ前年より下回りましたが、次第に水準を高めております。丸太を主とする外材輸入の増大が、外材専門工場と既存の中小製材工場との激しい競争を引き起こしたことはすでに触れましたが、製材品の輸入は製材工業全体を圧迫し、最も脆弱な中小工場の脱落を激化させるおそれがあるのであります。製材品の輸入については、ただでさえ過剰設備と過当競争に悩まされている国内中小製材工場への影響を十分考慮しなければならぬのであります。

その三は、チップ輸入の急増であります。木材産地からの木材チップの輸入は三十八年から行な

われるようになりましたが、その後急増し、輸入チップを主体とするパルプ工場や、チップ専用船が稼働するに至っているものであります。山元の製材工場が不振の今日では、チップ工場が山村におけるほとんど唯一の普遍的な木材関連産業であります。また、拡大造林は、天然の広葉樹をチップとして商品化できたため促進された面が強かったものであります。パルプ独占資本の海外資源への転換は、国内チップ工業、ひいては、拡大造林の将来に大きな暗影を投ずるものであります。

以上のような諸点を考えますと、外材は国産材を補完するものとする政府のあまりにも素朴な説明は、国民を欺瞞するものであると断ぜざるを得ないのであります。外材輸入増大に対する政府の見解と対策を、あらためて農林大臣から伺いた

次に、国有林について伺います。国有林は、木材価格の停滞とコストの上昇から、先行き経営不安が問題視され、一昨年三月、中央森林審議会から答申がなされたのであります。この答申は、国有林経営が公社化を含めて企業化に徹することを勧告したものであり、われわれは、国有林の真の使命をながいしに、国有林労働者の締めつけをねらうものとして、大いに批判的な目でこれを迎えたのであります。しかるに、白書は、相変わらず人件費等コストの上昇を指摘して、答申を批判した林政協力費の支出を黙殺したばかりでなく、雇用量が大幅に減少し、賃金水準が、一般産業より、なお、きわめて低い水準にあり、労働力の補充すら思うようにならない実態には、一言も触れておりません。また、パルプ資本その他に対する国有林材の特売を通じて、国有林野事業が不当な損失をこうむっている事実にも目をおいているのであります。国有林は、共和製糖事件のように、高級林野官僚や政治家の食いものにすべきでは断じてないのであります。これは、単に土地の払い下げに尽きるものではありません。諸資材、土地等の購入、国有林野産物の売り払い、林道の開

設等、国有林野事業のあらゆる面にわたって厳正な運営が行なわれなければならないのであります。

また、わが党は、社会主義的林业確立の一里塚として国有林を存置し、真に国民のための国有林として運営すべきだとの方針を持っているのであります。しかるに、政府与党は、国有林活用法案を準備して、今国会に提案の機をうかがっております。今回の国有林活用法案は、いろいろな美辭麗句を並べておりますが、実態は、現行制度で十分処理可能なものであります。それにもかかわらず、政府、与党があえて提案しようとする本旨は、結局、政府、自民党と一部山林ボスの農山村の政治的、経済的支配強化のために行なうものとして解されます。わが日本社会党としては、真に地域住民の要求に基づき地域住民が民主的に利用するものであれば、国有林を活用すべきとの態度を持っています。現在政府の提出されようとしている活用法案は、多数の便乗的開放を伴う危険をはらんだ不健全な政治法案であります。しかもこの法案は、白書の講じようとする施策には一言半句も触れられていないのであります。一言半句も触れられていないのであります。国会を厳罰するものはなしだしいものがあると考えます。国民全体の共有財産である国有林は、真に国民のために民主的に経営されなければならないと考えますが、これに対して農林大臣の所信を伺いたい。なお、あわせて、これまでに開放された国有林の利用の実態についてお聞かせ願いたいのであります。また、国有林活用法案の取り扱いについては、總理からその見解を伺いたいと存じます。

次に、林業労働の問題について伺います。林業労働者が林業の重要な手であることは言うまでもありません。しかるに、林業労働者の雇用条件はきわめて劣悪かつ不安定であり、賃金水準も一般産業より低いのであります。その上、各種社会保険制度の加入率も低いばかりか、政府は、任意適用の基準をきびしくし、締め出しをはかっているものであります。労災保険のごときは、四

十年は、前年比二四％も適用者が減少したのであります。林業労働のよう、人里離れた不便な土地が職場であり、通年雇用も一般化せず、天候に左右される労働は、本来ならば一般労働者より高賃金でなければ労働者の確保が困難であります。アメリカがそのよい例であります。しかるに、わが国においては、政府の貧農切り捨て、その他、独占資本奉仕の政策が続けられているため、雇用条件があらゆる面でも悪いにもかかわらず、低賃金が支配しているものであります。このため、林業労働者は流出あるいは不補充というミゼラブルな対応によって、一番おそい賃金上昇を、やっと、かちとっているのが現状であります。林業経営者の近年の最大関心事は、労働者の確保、将来の経営不安、税金の三つだといわれておりますが、中でも最大の問題は、労働力確保であります。しかし、低賃金でなければ経営できないような林業では、存在価値はないし、第一、利潤よりむしろ地代収入を目的とする彼らは、賃金が上昇しなければ、資本装備の高度化も、経営体制の近代化もやるはずがないのであります。わが国の労働行政は、資本主義を前提にしているため、後進的な性格を多分に残している農林業に適合しない面が多いのであります。この間の調整をはかることは、むしろ農林大臣の責任であります。林業労働を安定化し、せめて、一般産業並みの賃金水準、雇用環境及び社会保障を享受させ、優秀な労働力を確保することについて、總理及び農林大臣の所信を伺いたい。特に日給制国有林労働者の賃金水準は、林業賃金をリードできるはずであり、国が直接関与できるのでありますから、これを林業労働者の低賃金水準打破の拠点として、大幅に改善すべきではないか、あわせてお答えいただきたい。

以上、重要な数点にしばって質問をいたしました。林業白書は前年同様、総花的で、問題意識がどこにあるのかわからないのであります。しかし、わが国林業は、衰退化の徴候をきわめて明白にしているものであります。政府の誠意ある答弁

昭和四十二年六月九日 参議院会議録第十五号

國務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度林業施策について)

四三六

をこの際期待いたしましたして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

ただいま述べられましたように、わが国の林業は、たゞいま、たいへんきびしい環境下に置かれておると思ひます。一方で林業そのものも衰退してきておりますし、外材が御指摘のように入つてきております。また、人口の流出もございまして、さういふ意味で必要なる労働力の確保もできない。かういふことで、たいへんきびしい状況下に置かれておると思ひます。かういふ際の林政はいかにあるべきか、これは申すまでもなく、いろいろの御批判はありますが、ただいま私どもがこの林政のあり方として守つておるものは、申すまでもなく林業基本法で示しておるところであります。この林業基本法で示しておるすまいわゆる基盤の整備の問題、たとえば林道の開設であるとか、あるいは拡大造林をするとか、さらにまた構造の改善事業、さういふものと積極的に取り組むのであります。特に構造改善の事業では、入会い林野の近代化等の問題があると思ひます。かういふ点に真剣に取り組んで、疲弊しております林業をこの際振興し、また林業従事者の福祉の向上、同時にまた、賃金の適正化をはかつてまいらなければならぬ、かように私は基本的に考えておるのであります。

それらの詳細については、後ほど農林大臣から詳しく説明するだらうと思ひますが、ただいま申し上げる点において、各界の協力を得なければ、この事業はまことに困難であります。特に御指摘になりましたように、山林については、いわゆる農地とはことなつておまして、山林の大地主、かういふようなものが現在あるのをごさいます。こゝういふ方々が積極的に協力する、こゝういふことにぜひ持つていかなければならぬ。そこで、森林の施策等についても、いろいろの御意見が述べられました。私はこゝういふ際こそ、計画

画施策といふことが、最も大事ではないかと、かように思ひます。その点で林業経営の計画化をはかり、また適正化をはかつていくといふことは望ましい、かように考えております。しかし、たいへんきびしい状況下に置かれておりますので、各界の積極的な協力を得、しかもまた山林従事者の確保についても十分思いをいたさなければならぬ、かように思ひます。

最後に、国有林野の活用問題についてお触れになりました。私も、国有林野といふものは、さう軽々しく開放すべきものではない、さういふ基本的な考え方に賛成でございます。しかし、御承知のように、わが国の地方によりましては国有林と民有林の割合が全国必ずしも均衡がとれておるようには思ひません。特殊な地域におきましては国有林が非常に多くのパーセンテージを占めておる、七割以上のものを占めておる、こゝういふような地域もございまして、こゝういふ際に、こゝういふ地域におきましては、やはり林業、これを育成強化する、こゝういふ立場であることが望ましいと思ひますし、ことに公共の施設としてこの国有林野を活用することは絶対に必要だ、かように私は考えるのであります。さういふ点で、ただいま国有林の活用法案を用意しつつございまして、いづれそれらのものが国会に提出する運びになりましたら、委員会等を通じてその詳細につき御審議を賜りたい、かように思ひます。(拍手)

所期の計画年度には計画目標を達成するように、鋭意努力を続けてまいりたいと思つて、その計画も四十二年度からはなお造林停滯傾向の著しい低開発及び広葉樹地帯の拡大造林につとめ、その助成について優遇措置を講ずることとしたしてあります。ほかに、林道の開設等につきましても、御承知のように、四十二年度予算から補助体系の整備などを行ない、また御承知のスーパー林道等の開設をいたしまして、予定の計画を予定の年限に完成するようにさらに努力を続けてまいらうと思ひます。

それから、構造改善のことにつきましてお話がございました。今日、御指摘のように、構造改善事業につきましては、従来の民有林との関係等もございまして、私ども必ずしも万全であるとは申しませんが、この林業構造改善対策につきましては、林業生産の増大、それから林業の生産性の向上をはかつて、あわせてこの林業従事者の所得の増大に資するようにいたしまして、所期の構造改善政策を進めてまいらうと思ひます。

それから、外材のお話がございました。矢山さん御承知のように、最近の日本の材木需要の傾向から見まして、非常にそれに合うように日本の生産が行なわれておりませんので、この外材の輸入が逐次ふえていくことは御指摘のとおりであります。しかしながら、こゝういふ傾向を放置いたしておくと、きわめて安定的供給という立場からは危険でございまして、国内の木材生産の増大を考へるべきであることは当然でございまして、したがって、先ほど私が申し上げましたように、生産を増強すること、特に、先ほどの御質疑の中でもございまして、率直に見まして、林道の開発は、や、いままでの実績は停滯きみでありまして、四十二年度予算においても、こゝういふ面において特段の力を入れて御賛成を願つたわけでありまして、さういふようにいたしまして、わが国は、外材とわが国の生産とを調整をしてまいらうと思ひます。

それからもう一つは、国有林の活用に関する法律案のことについてお尋ねがございました。いづれ、これは法案のときに、また詳しく御審議を願へると思ひますが、先ほど総理大臣もお答え申し上げましたように、やはり国有林を時代に即応してこれを活用し、そして、その持つておる能率を拡大していくということがねらいでございまして、ほかに他意はあるわけではございません。

それから労働力が流出することについて御指摘がございました。農林当局といたしましては、頭痛の種はここに一つございまして、率直に申し上げますと、昨今の山村における労働力の流出に伴つて林業の経営においては、国有林のみならず、民営のほうにおいても、非常に支障を来たしておることでございます。そこで、私どもといたしましては、まず第一には、この林業従事者の生活を安定するといふこと、所得を確保するといふことに、全力をあげなければなりません。もう一つは、生活環境を改善することによって、やはりなべく若者たち、また、林業の後継者を育成していくこと等に、いろいろ施策を進めておるわけでありまして、もう一つは、やはり経営の近代化をいたさなければなりません。

さらにまた、先ほど特に御指摘のありました雇用関係でございますが、この雇用関係につきましましては、よく御存じのように、たとえば国有林関係の従業員でも、それぞれ雇用条件が違つておりますが、先ほどお話のございました給付労働者のことにつきましては、実は、本年のいわゆる春園

うにいたしたい。しかしながら、これはもうすでに矢山さんも御承知のように、現在及びこれから将来の見通しをいたしましては、この国内生産を補完する意味での、ある程度の外材を必要とすることは当然なことではございますが、その中で、その調和をとりながら、わが国の生産をあげてまいらうと思ひます。さういふ中で、こゝういふ考へ方で、農林省といたしましては、外材に対処いたしておるわけでございます。

それからもう一つは、国有林の活用に関する法律案のことについてお尋ねがございました。いづれ、これは法案のときに、また詳しく御審議を願へると思ひますが、先ほど総理大臣もお答え申し上げましたように、やはり国有林を時代に即応してこれを活用し、そして、その持つておる能率を拡大していくことがねらいでございまして、ほかに他意はあるわけではございません。

それから労働力が流出することについて御指摘がございました。農林当局といたしましては、頭痛の種はここに一つございまして、率直に申し上げますと、昨今の山村における労働力の流出に伴つて林業の経営においては、国有林のみならず、民営のほうにおいても、非常に支障を来たしておることでございます。そこで、私どもといたしましては、まず第一には、この林業従事者の生活を安定するといふこと、所得を確保するといふことに、全力をあげなければなりません。もう一つは、生活環境を改善することによって、やはりなべく若者たち、また、林業の後継者を育成していくこと等に、いろいろ施策を進めておるわけでありまして、もう一つは、やはり経営の近代化をいたさなければなりません。

さらにまた、先ほど特に御指摘のありました雇用関係でございますが、この雇用関係につきましましては、よく御存じのように、たとえば国有林関係の従業員でも、それぞれ雇用条件が違つておりますが、先ほどお話のございました給付労働者のことにつきましては、実は、本年のいわゆる春園

うにいたしたい。しかしながら、これはもうすでに矢山さんも御承知のように、現在及びこれから将来の見通しをいたしましては、この国内生産を補完する意味での、ある程度の外材を必要とすることは当然なことではございますが、その中で、その調和をとりながら、わが国の生産をあげてまいらうと思ひます。さういふ中で、こゝういふ考へ方で、農林省といたしましては、外材に対処いたしておるわけでございます。

それから労働力が流出することについて御指摘がございました。農林当局といたしましては、頭痛の種はここに一つございまして、率直に申し上げますと、昨今の山村における労働力の流出に伴つて林業の経営においては、国有林のみならず、民営のほうにおいても、非常に支障を来たしておることでございます。そこで、私どもといたしましては、まず第一には、この林業従事者の生活を安定するといふこと、所得を確保するといふことに、全力をあげなければなりません。もう一つは、生活環境を改善することによって、やはりなべく若者たち、また、林業の後継者を育成していくこと等に、いろいろ施策を進めておるわけでありまして、もう一つは、やはり経営の近代化をいたさなければなりません。

さらにまた、先ほど特に御指摘のありました雇用関係でございますが、この雇用関係につきましましては、よく御存じのように、たとえば国有林関係の従業員でも、それぞれ雇用条件が違つておりますが、先ほどお話のございました給付労働者のことにつきましては、実は、本年のいわゆる春園

うにいたしたい。しかしながら、これはもうすでに矢山さんも御承知のように、現在及びこれから将来の見通しをいたしましては、この国内生産を補完する意味での、ある程度の外材を必要とすることは当然なことではございますが、その中で、その調和をとりながら、わが国の生産をあげてまいらうと思ひます。さういふ中で、こゝういふ考へ方で、農林省といたしましては、外材に対処いたしておるわけでございます。

それから労働力が流出することについて御指摘がございました。農林当局といたしましては、頭痛の種はここに一つございまして、率直に申し上げますと、昨今の山村における労働力の流出に伴つて林業の経営においては、国有林のみならず、民営のほうにおいても、非常に支障を来たしておることでございます。そこで、私どもといたしましては、まず第一には、この林業従事者の生活を安定するといふこと、所得を確保するといふことに、全力をあげなければなりません。もう一つは、生活環境を改善することによって、やはりなべく若者たち、また、林業の後継者を育成していくこと等に、いろいろ施策を進めておるわけでありまして、もう一つは、やはり経営の近代化をいたさなければなりません。

さらにまた、先ほど特に御指摘のありました雇用関係でございますが、この雇用関係につきましましては、よく御存じのように、たとえば国有林関係の従業員でも、それぞれ雇用条件が違つておりますが、先ほどお話のございました給付労働者のことにつきましては、実は、本年のいわゆる春園

うにいたしたい。しかしながら、これはもうすでに矢山さんも御承知のように、現在及びこれから将来の見通しをいたしましては、この国内生産を補完する意味での、ある程度の外材を必要とすることは当然なことではございますが、その中で、その調和をとりながら、わが国の生産をあげてまいらうと思ひます。さういふ中で、こゝういふ考へ方で、農林省といたしましては、外材に対処いたしておるわけでございます。

するの、具体的に伺いたいのであります。

さらに、林業労働者で他産業に出かせぎに行くものと、林業労働者として出かせぎをしようとするものに対する、今後の労働対策の所見をお伺い

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号

国務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づく昭和四十二年度林業施策について)

四三八

いたします。

以上の諸点をあげまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 今後の林政のあり方については、先ほど矢山君に詳しく説明いたしましたので、お許しを得たいと思います。しかし、今まで、なかなか林政が実績をあげていない、そういう点のおしかりを受けましたので、今後とも政府は、地域的にも、また業種別にも、不均衡がないように、ふしあわせがないようにすること、これが政治の要諦でございますから、一そう注意をいたしまして、林政の実をあげるようにいたします。その意味で一そうの御鞭撻をお願いいたします。

次に、国有林野の活用法案についてのお尋ねでございます。先ほどもお答えいたしましたのでありますが、やや十分でなかったかと思ひますので、もう一度説明をいたしますが、私も、この払い下げが安易に行なわれることには、必ずしも賛成ではございません。しかし、国有林と、それから民有林との割合を見ますと、地方によって非常に差があるのがあります。最も差のありますのが、たゞいま東北地方だといわれております。この付近では、ほとんど国有林七〇%、県によつては八〇%と、そういうようなところもあるようであります。こういうところでは、これは何といたしましても、民有林、民業の発展のためにも、このままで置くことは、私は適当でないと、かように考えます。そこで、いま現行法でもそれがやれるじゃないか、現にやっておるじゃないかというお話でございますが、確かに現行法でもやれます。しかし、この現行法でやつて、いろいろの弊害を生じたことも事実でございます。私は、そういう点において、重ねて弊害を起こさないように、実害の生じないように、かように思つておるのであります。その中身につきましては、十分御審議のほ

どお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣(倉石忠雄君) 宮崎さんにお答え申し上げます前に、矢山さんのお尋ねにお答えすることが漏れておりましたから、それを先にお答えいたします。

国有林の特売を通じて、不当に損害を与えているものがあるが、国有林事業の民主的経営はどういうふうにするかというお尋ねだったと思ひます。特定の事柄についてどういふことであるか、いままでは明らかにできません。よくわかりませんが、けれども、従来、とかく、いろいろな話を聞いておりますが、先般、林野庁では、こういうものの払い下げについて、その指導方針を地方の局に指令をいたしてございます。そういうような適正な方法をとらないで、そういう特売等をした事実があるといひますならば、私も思ひます。監督制度も林野庁にはございまして、そういうことについて、適正な措置を講じたいと思ひます。また、将来の問題につきましては、私も、大事な国の財産でございますので、もちろん、民主的に合理的に処置をいたさなければなりません。そういう方向で指導いたしてまいります。

宮崎さんのお尋ねでございますが、最近における林業の動向についてのお話でございます。それからまた、われわれの考へておる林業の政策について、どういふ考へであるかということでございますが、御存じのように、最近における林業の動向につきましては、国民経済の発展に伴ひまして、木材等の需要増加が見られます一方、農山村からの労働力の流出、薪炭需要の減少等、諸情勢の変化がございまして、林業生産が十分に対応しておらないことは、御指摘のとおりであります。この生産の停滞傾向が見られ、その需給の開差を補完するために、外材の増加が見られることは、先ほどお答えいたしましたとおりでございますが、このような林業を取り巻く諸情勢の中で、これに對

処いたしました。私も、林業の振興をはかるためには、各種の林業施策を積極的に拡充強化することが必要でございます。これはもちろんでございますが、このためには、計画的に森林施策の推進をはかるように森林法の一部改正を行なうとともに、林道の開設、それから四十二年度予算でも特に力を入れております造林の推進等の各種生産対策を一段と促進いたしまして、林業総生産の増大と、森林資源の確保につとめてまいりたいと思ひます。また、いまお話の入り会い林野整備事業等の林業構造改善対策でございますが、これの拡充強化によりまして林業経営の規模の拡大、その近代化の推進をはかつてまいりたいと思つております。また、これらの施策とあわせまして、林産物の流通改善、林業従事者の養成確保、それからお話のありました後継者を育成していくことを、総合的にこういう施策を行なつて、林業の振興をはかつてまいらなければならぬ。基本的にはこういう考へ方であるわけでござい

ます。それから人工造林と、天然粗放造林のお話でございます。いま申し上げた点につきましては、森林資源に関する基本計画、これをすでに林野庁は発表いたしました。林道の整備、先ほどもお答えいたしましたように、どう見てもやはりこの森林資源の拡大確保ということを考へてみますと、やはり林道の整備ということは大事なことでございまして、これにつきましては、一段と力を入れて人工造林をどうしても増大いたしていくと、そういうことでやつてまいりたいと思つております。それから従来からお話のありました山村労働力の流出に伴つて経営が非常にむづかしくなつておる。労働力流出のための後継者のことについてお話をいたしました。このことはさつき申し上げましたように、林業経営に携わります後継者の育成につきましては、従来から山村青年の組織いたし

ます。林業研究会等の自主的な林業活動に対する林業者普及指導職員による助言指導のほか、その活動の中心となる指導的中堅層青年に対する研修教育というものは従来もやつておりましたが、そういう育成についてさらにつとめてまいると同時に、先ほどもお答えいたしましたように、やはり何と申しましたも山村におけるあと継ぎの生活改善等、これは着々やつておりましたが、喜ばれておる地域もたくさんございまして、さらにやはり基本的には所得を拡大いたしてまいることが必要でございます。そういう意味におきましては、先ほどもお話し申し上げましたように、労働を供出したしておる方々に対する待遇の改善ということは当然伴つていかなければならぬこととでございます。お答えは済んだと思ひます。

それから、矢山さんの御質問で、既開放国有林の利用実態につきましてお尋ねがございましたが、私も、いまその経過の詳細についてここにつまびらかにいたしておりません。それは私は、衆参両院の農林水産委員会等でもときどきお話をうかがひました。お尋ねのように、先年町村合併が行なわれましたときに、その新しい合併の町村の財源を確保するというような目的で国有林の払い下げが行なわれた。ああいうことの結果、その当初の政府側が期待しておりましたとおりの利用が十分行なわれておるとは私どもは見えておりません。はなはだ遺憾な点がございまして、率直に申し上げたところではあります。たぶんそういうことについてのお尋ねのことだと思ひますが、将来はわかりませんが、私も、これから国有林等を処分いたしまするにつぎましては、その利用方法等につぎましては、先ほど申し上げましたように、非常に詳しい指導方針を地方当局に出してありますので、この方針に従つて実施いたしてまいりたい、こういう考へ方でございます。(拍手)

○国務大臣(藤枝泉介君) 山村市町村からの人口

の流出がはなはだしい現在、これらの市町村の行政水準が低下するおそれがございますので、この山村市町村に對しましては、地方交付税の傾斜配分をいたし、同時に、辺地債の活用によりまして行政水準の低下を防止したいと考えております。昭和四十二年度におきましては、山村振興対策事業費を道府県分の基準財政需要額に含め、同時に、辺地債の對象を、農道、林道、学校給食施設等にまで拡充をいたしまして、この処置をいたしてまいりたいと思ひます。いずれにいたしまして、国の山村振興事業が十分地元の市町村で消化されるように、今後とも財政の拡充につとめたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣早川崇君登壇、拍手〕

○國務大臣(早川崇君) 第一点の林業労働者の賃金の他産業との比較はどうかという御質問でございます。林業労働賃金の調査によりまして、一般の民間林業におきましては、昭和四十一年度平均一日当たり千三百八十四円であり、国有林の場合には、四十年度平均よりありますが、一日当たり千七百八十九円と、さらに高くなっております。これに比較いたしまして、建設労働者の場合には千三百三十三円、陸上運送の労働者につきましては千五百五十四円ということになっておるわけでありまして、同種の労働者に比べて必ずしも低くはないのでございます。なお、労働力不足に伴いまして、昭和三十五年以來六カ年で、林業労働者の賃金は、二四％、二倍以上の上昇率を示しております。これに比較いたしまして、他産業の労働者の賃金上昇率はこの六年間で八一・三％でございますから、労働力不足ということが影響をいたしまして、上昇率は非常に高くなつておるわけでございます。ただ、林業労働者の場合に、労働者として非常に寒心にたえないのは、労働災害がたいへん多いということでありまして、一般産業に比べまして約四倍の労働災害がございまして、労働監督署を警備をいたしまして、林業労働者の産業災害を防止するために努力をいたして

おるのでございます。

二番目に、失業保険法の改正は林業関係の労働者にどう影響するかと、今回提案いたしておる保険法の改正に對する御質問でございます。これは二つありまして、たとえば国有林につとめておる人、これが循環的に失業するという方と、山村からほかの産業に出かへて行つていられるという方、両方を考えましてお答え申し上げますが、今回の改正におきまして、従来すでに季節労働者として失業保険金をもらつておる人に対しては、既得権を尊重いたしまして、従来どおりの保険給付をいたしたいと考えております。新規の方、そういう毎年失業する循環季節労働者に入られる方、對しましては、特に東北、北海道その他の失業高率の場合、三十五歳以下の場合におきましても扶養家族を持つておられる方、こういう方に対しては、従来同様の保険給付をいたしたいと思つておる次第でございます。

最後に、出かせぎ者の対策でございますが、雇用基本計画によりまして、出かせぎ労働者に對しましては特に配慮することといたしまして、今回、東京、大阪等、出かせぎ者の受け入れ地に出かせぎ相談所を設置することにいたしました。また、出かせぎ者のいま台帳がございまして、これを労働手帳にまで変えてまいりたい。また、建設業に非常に出かせぎ者が多いのでございまして、通年雇用融資の制度を設けまして、この通年雇用の方向に指導してまいりたい。また、受け入れ産業のそういう出かせぎ者に対する宿舍の設置にいたしまして、特別の融資をいたしまして、出かせぎ者の労働条件、労働福祉に資したい。かように考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(河野謙三君) 日程第三、石油開発公団法案及び動力炉・核燃料開発事業団法案(趣旨説明)

両案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者から順次趣旨説明を求めます。菅野通商産業大臣。

〔國務大臣菅野和太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(菅野和太郎君) ただいま提案いたしました石油開発公団法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

エネルギー革命の進展と経済の著しい発展に伴い、石油の重要性が近年とみに高まりつつあることとつきましては、御承知のとおりでございます。すなわち、石油は、現在すでに全エネルギー供給の大宗を占めるに至つておりますが、さきの総合エネルギー調査会での検討によりまして、昭和六十年には、その比重は、七五％程度まで高まることが推定されております。したがって、今後この重要な石油の供給をいかに確保していくかは、わが国エネルギー政策の最も重要な課題の一つであると申ししても過言ではないと存ずる次第であります。

ひるがえつて、わが国の石油供給の現状を見ますと、資源的な制約などもありまして、自主的な供給源が乏しく、その必要量のほとんどを海外に依存している状況にあります。このため、供給源が中近東に偏在するなどの種々の問題を内包しており、低廉、かつ、安定的な石油供給の確保の見地から、あるいは自主的なエネルギー政策遂行の上から、きわめて大きな問題があると申さざるを得ません。

かかる現状にかんがみまして、長期的な観点から事態の好転をはかるため、わが国自身の手による石油開発を強力に推進し、自主性がある石油供給源を確保することが喫緊の要務であります。加えて、特に海外石油開発の推進は、将来の膨大な石油輸入に伴う外貨の節約にも資し、かつ、発展途上国の経済協力にも寄与するところ大なるものと

があると考えます。

政府といたしましては、このような見地から、これまで国策会社石油資源開発株式会社に対し探鉱資金を供給するなど、石油開発の推進に努め、民間の努力と相まって相当の成果をあげてまいつております。しかしながら、近年におけるわが国の石油需要の急激な増大と、最近における産油地域での諸外国の活動の活発化を考えると、この際、わが国として、計画的、かつ、一元的な石油開発体制を確立し、国の総力をあげて、従来にもまして強力に石油開発を推進することがきわめて必要であると痛感されます。このためには、いわば石油開発の推進母体ともいふべき機関を設置し、総合的な視野のもとに、石油開発企業に對する投融資などの業務を行なわせることが最も適切な方策であらうと存じます。

かかる趣旨にかんがみ、この法律案は、石油の探鉱に必要な資金の供給、その他石油資源の開発に必要な資金の融通を円滑にするなどのために必要な業務を行なう石油開発公団を設立し、これに對し、国が出資を行なうなど所要の措置を講ずるとともに、必要な監督を行なうとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、石油開発公団は、前述いたしました観点に立ち、石油資源開発株式会社等の機構、機能を大幅に改組して発足するものであり、計画的、かつ、総合的に海外石油探鉱事業に對する出資及び資金の貸し付け、海外石油開発事業にかかると資金についての債務保証、石油探鉱機械の貸与、石油、天然ガスに關する基礎的な調査などの業務を行なうことといたしております。

第二に、昭和四十二年度におきましては、これらの業務に對しまして産業投資特別会計から四十億円の出資を行なうことを予定いたしてあります。

第三に、役員員など公団の組織に關すること、

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号

石油開発公団法案及び動力炉・核燃料開発事業団法案(趣旨説明)

四四〇

予算、決算その他の財務及び会計に關すること、公団の業務についての通商産業大臣の監督等について規定しております。

第四に、石油資源開発株式会社石油開発公団への移行に伴い、その移行の円滑化等につきまして必要な規定を設けております。

以上が石油開発公団法案の趣旨でございます(拍手)

○副議長(河野三三) 二階堂國務大臣。

〔國務大臣(二階堂進君登壇、拍手)〕

○國務大臣(二階堂進君) 動力炉・核燃料開発事業団法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

原子力発電は、経済性向上の見通し、外貨負担の有利性及び供給の安定性等の面から、今後、我が国経済の成長をささえる大量のエネルギー供給の有力な手となるものとして、その開発の促進が強く要請されております。

わが国における原子力発電は、こゝ当分の間は、現在すでに経済的、技術的に実証されている軽水炉がその主流を占めるものと考えられますが、資源の乏しいわが国といたしましては、今後予想される核燃料所要量の増大傾向にもかんがみ、核燃料の安定供給と有効利用をはかるため、より効率的な動力炉を自主的に開発することが、エネルギー政策上の重要課題となつていゝのであります。また、この新しい動力炉を自主的に開発することは、産業基盤の強化及び科学技術水準の向上にも多大の貢献をすることが期待されているものであります。このような観点から、新しい動力炉として高速増殖炉及び新型転換炉の開発を「国のプロジェクト」として、強力に推進することとしていゝのであります。

しかも、この開発は、わが国にとりまして、かつて経験したことのない新しい分野における大規模な事業であり、これを成功させるためには、政府はもちろん、学界、産業界等をはじめとする国の総力を結集してこれを推進することが必要であります。

このため関係各方面の総力を結集する中核機関として新たに動力炉・核燃料開発事業団を設立し、これを積極的に推進しようとするものであります。

さらに、この新しい事業団の設立に伴ひまして、原子燃料公社の業務の主体をなしてあります核燃料開発関係の事業は、この新しい動力炉の研究開発と密接な関連を有するものであり、一つの事業主体が総合的に実施することが研究開発の効率的な遂行を確保するゆゑであると考へましたので、ここに原子燃料公社を解散することとし、その業務を全面的に新しい事業団が承継して行なうこととしたいたしました。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この事業団は、すでに申し上げましたように、高速増殖炉及び新型転換炉という新しい動力炉の開発並びに核原料物質及び核燃料物質の探鉱、生産、再処理等を計画的かつ効率的に行ない、もつて原子力の開発及び利用の促進をはかることを目的として設立されるものであります。

第二に、事業団の資本金であります。設立に際しまして政府が出資する二億圓と従来政府から原子燃料公社に対し出資されておりました金額及び民間からの出資との合計額を資本金として、この事業団は発足するものであります。このほか、将来、必要に応じて資本金を増加することができるようにいたしております。

第三に、事業団の業務といたしましては、高速増殖炉及び新型転換炉に關する開発及びこれに必要な研究を行なうとともに、これに關する核燃料物質の開発及びこれに必要な研究、核燃料物質の

生産、保有及び再処理、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なうこととしております。なお、事業団は、その業務を行なうにあたりましては、政府関係機関及び民間と密接に協力し、それらを活用していくことが必要でありますので、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従ひまして、その業務の一部をこれらの者に委託することができるとしております。

第四に、事業団の機構につきましては、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事八人以内及び監事二人以内を置くとともに、非常勤理事及び顧問の制度を設けまして、関係各界との円滑な協力関係を保つて国の総力を結集することとしたしております。なお、事業団の業務の運営につきましては、特に、動力炉開発の業務は長期にわたる大規模な事業でありますので、内閣総理大臣が定める基本方針及び基本計画に従つて計画的にその業務を行なうこととしております。

第五に、動力炉開発関係の業務と再処理関係の業務に關しましては、その性格の特異性にかんがみ、それぞれその他の業務と区分して経理を行なうこととしております。

第六に、事業団の監督は、内閣総理大臣がこれを行なうこととなつておりますが、この法律に基づいて認可または承認等をする場合におきましては、關係ある場合には大蔵大臣に、動力炉開発業務等については通商産業大臣にあらかじめ協議することとなつております。

第七に、この事業団の設立と同時に現在の原子燃料公社は解散し、その一切の権利義務は、事業団が承継するものとしたしまして、所要の経過措置を講ずることとしたいたしました。

その他、出資証券、財務及び会計等につきましては、他の特殊法人とほぼ同様の規定を設けております。

以上が、動力炉・核燃料開発事業団法案の趣旨でございます(拍手)

○副議長(河野三三) ただいまの趣旨説明に對

し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小柳勇君。

〔小柳勇君登壇、拍手〕

○小柳勇君 私は、日本社会党を代表して、ただいま上程されました二つの法案に對しまして、内閣総理大臣及び関係大臣に質問いたします。

この二つの法案は、ともに、総合エネルギー調査会の答申に基づいて、石油エネルギー及び原子力エネルギーの長期的な安定供給を目標といたしておるものであります。したがって、これから十年先、二十年先の日本のエネルギー確保については、これらの構想を基礎にして十分検討しなければなりません。ところが、現在、石油エネルギーの大部分を依存しておる中東諸国において戦争が起こりまして、現在なお、平常に復してありません。いわば足元に火がついておるのでありますから、この問題を先に質問いたしまして、逐次、將來の問題に質問を展開したいと思ひます。

通産省の報告によりますと、現在、日本における重油及び石油の備蓄量は、それぞれおよそ二十日分だと言われておるのであります。したがって、早急に中東の状態が平常に戻りませんと、日本の経済に大きな打撃を与えることは必至であります。わが国は、石油の九〇％を、ペルシャ湾を経てアラブ諸国及びイランから輸入してあり、中東はわが国のきわめて重要な石油供給源となつております。アラブ諸国の石油輸出禁止措置が、わが国の石油輸入にも相当の影響を及ぼしました。

また、スエズ運河の開鎖が長引くようなことがあれば、わが国と欧州方面との貿易が重大な影響を受けることは必至であります。中東の戦争は、単に石油などの経済的影響だけの問題ではありません。あるいはベトナム戦争以上に世界の平和に対する危険をはらんでいゝと言えましょ。かつてそうでありましたように、現在も中東は世界の火薬庫であります。総理は、日ごろ、世界平和を念願し、そのためにあらゆる努力をしようと仰つておられますが、今度の中東の戦争が勃発した以

後、どのような平和維持、または回復のために、積極的行動をとられたか、総理がとられた措置について伺いをいたしたいのであります。

また、三木外務大臣は、紛争不介入、厳正中立を貫くと、方々で述べておられますが、その紛争不介入、厳正中立という意味について、外務大臣にお伺いをいたしたいのであります。

停戦は一応受諾されましたが、今後の事後処理のため、紛争当事国の間にもとより、米國とソ連との間にも、激しい意見の対立が予想されます。日本はその間において、どのような態度をとるのであろうか。紛争当事国の一方に偏せず、米國、ソ連のいずれにもくみせず、日本が独自の立場に立つて、平和の回復と確保のために、日本の国際的地位にふさわしい積極的貢献をするよう努力するのであるか。それとも、局外に立つて、紛争当事国及び米ソ間の話し合いを傍観して、話し合いがつかないならこれに従うということであるか。厳正中立と言いつながらアメリカに引きずられるようなことはしないのか。ベトナム問題に關する政府の親米的態度から見て、この点について危機の念を禁じ得ないのは、今後の外交方針を明らかに表明してもらいたいのであります。

また、通産大臣に対しては、非常に緊急な問題でありますから、具体的な質問をいたします。いま紛争の解決がおくれまして、あるいはさらに悪化して、万一、原油の輸入が激減するようになると、原油の確保対策をどのように措置するつもりであるか、その方針と確保の見通しを伺っておきたいのであります。一応停戦になりましたが、また激突しないとも限りませんが、原油輸入の安定確保のため、当面どのような措置をされるか、具体的にその方策を伺います。さきにも申し上げましたように、わが國の原油輸入の九〇％が中近東に依存しており、しかも、今回のような政情不安な地域に偏重しておりますは、わが國のエネルギーの安定供給は確保できないのであります。たまたま

本日議題になりました石油開発公団と動力炉・核燃料開発事業団を設立して、民族資本による海外原油の開発、あるいは原子力エネルギーの開発を急いだという点についても、原子力で五十年後に必要エネルギーの二・四％、六十年後に一〇％、また、海外開発原油では五十年後に一四・九％、六十年後わずかに二・七％を占めるにすぎません。西歐諸國におきましては、昭和三十一年のストエズ動乱の経験から、原油輸入の中近東への依存度を低める努力を重ね、着々とその成果をあげているのが現状であります。しかるに、わが國は中近東偏重の危険性を認識しておりながら、石油業界の特殊事情のために、中近東への依存度をますます高くいたしているのであります。早急に、しかも積極的な、海外油田の開発と輸入先の転換を検討する必要があると思うが、この法案では、東南アジア地区及びカナダ地域を問題にしているようでありますが、海外原油の開発について相手國側との交渉の進み具合はどうか、また、相手國の政情不安によって長期展望が困難ではないか、この点について具体的な説明を求めたいと思ひます。あわせて、ソ連原油の輸入の見通しと、積極的にソ連原油の輸入を進める方針はないか。社会主義國に對しては、自由主義諸國は相当制限をしておるようでありますが、政府の考え方を伺いしたいのであります。

なお、昨年の日ソ経済合同委員会で、ソ連側から、ウラルの西にあるチューメニ油田からナホトカまで七千キロの輸送用パイプと、採掘機械など開発資材を日本が供給し、原油を長期にわたってソ連が日本に供給するシベリア油田開発協力を望んできたといわれているが、きょうから聞かれております今年度の日ソ経済合同委員会は、どのような回答が出るように考えておられるか、外務大臣及び通産大臣から見解を伺いたいのであります。

わが國のエネルギーの総需要量は、現在一億六千五百万キロワットルでありまして、その構成比

は、石油が五八・四％、石炭が二七・三％、水力が一・三％、原子力は残念ながらゼロであります。しかるに、昭和四十五年までに二億一千九百五十万キロワットル、六十年には五億五千万キロワットルに増大するものと推定されております。その構成比は、石油が七四・八％、原子力が一〇％、石炭が九・五％を占めるものと推測されておりますのであります。これから二十年の間に、石油エネルギーと原子力エネルギーを海外に求めて、日本財力と知力を総動員しなければ、これらの推定はあくまで推定に終わる危険性があります。いわば、この提案された法案の自主開発のエネルギーは、遠い将来の夢物語といわなければなりません。したがって、とりあえず、ここ二十年の間、わが國は国内エネルギー資源を有効に活用する努力を最大限にいたさなければならぬと考えるのであります。

国内エネルギーは石炭と水力であります。中でも石炭の活用を再検討する必要があるかと考えておるのであります。石炭は理論上採掘量二百億トンといわれ、実際に採掘できる炭量だけでも二十年分はありと推計されているところでありまして、また、石炭は、石油との競争において、炭価の引き下げと急激な合理化の中で累積赤字が増大したために、今度の国会で、石炭企業の借金のうち一千億圓を財政資金によって肩がわりして、私企業の再建をはかっているものであります。このことは、とりもなおさず私企業としての限界を示すものであり、このようになく大な国費を私企業に投ずるくらいなら、エネルギーの安全供給の観点からも、石炭産業を国有化しなければならぬと考えておるのであります。現在、石炭関係には、各種事業団及び電力用炭販売会社がありますが、これらも統合一元化して、大石炭公社を設立する考えはないか。また、石炭火力発電所も、緊急事態に備えて増設をする必要があると考えるが、通産大臣の見解を伺いたいのであります。

次に、動力炉・核燃料開発事業団法案での問題点は、いろいろあります。たとえば、核燃料を民間に野放しにする点、動力炉の研究過程で開発された実用炉の利用を除外している点、及び電力公社が米國から軽水炉を独自に購入して原子力発電を急ぐとしていた点など、いろいろ問題がありますが、これらは委員会で十分に論議したいと思ひます。

きょう質問しておきたいのは、新型転換炉及び高速増殖炉の開発のために、十年の長い歳月を民間の協力にのみ依存しながら研究を続けようとする、中途はんばなこの事業団構想についてであります。大蔵大臣は、三カ年ごとにチェックして、悪かったら手直しすると言っておるようですが、そんな不安定な基礎では長期的な研究はできないと考えるのであります。學者も研究者も生活しなければなりません、安定した研究体制を求めることは当然であります。私は、むしろ、現在の原子力委員会の権限を強化して、その傘下に、原子力研究所、原子力燃料公社、原子力発電会社を統合一元化して、強力な研究体制をつくるべきであると考えております。研究開発の段階で、民間の発電会社が、これと無関係に原子力発電体制に移行することを抑制しながら、新型転換炉及び高速増殖炉の開発を急ぐべきであると考えるがどうか。科学技術庁長官の見解を求めます。

また、原子力発電は通産省關係が所管、動力炉開発は科学技術庁の所管であります。この所管の不統一にも原子力開発の隘路があると考えますが、これらの連携調整はだれがどのようにしてやるのか。通産大臣と科学技術庁長官の見解を求めます。

最後に、行政管理庁長官にお伺いいたします。公社、公團の整理統合については、さきの臨時行政調査会でも答申され、その後、各種委員会でも問題にされ、佐藤総理は内閣の責任においてこの機会に断行すると表明しておられます。昨日も議

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号

石油開発公団法案及び動力炉・核燃料開発事業団法案(趣旨説明)

四四一

運で問題になったようでありすが、臨時行政調査会の答申の中で、「政府関係機関等の設立は、人事管理の行き詰まりと、何らかの政治的圧力に原因が求められる。このため無秩序に乱設する傾向がある」と指摘しているのではありません。結論として、「乱設を抑制するとともに、既存のものの実績を検討して、その統合を促進すること、統一的な設立基準の確定がぜひとも必要である」という見解を述べているところでありすが、本日提案されたこの事業団と公団は、これらの意見を排除してまで設立しなければならぬものかどうかが、その根拠は何か、また、設立基準は何か、お伺いをいたします。

総理大臣に對しましては、特殊法人が各省庁の植民地となり、役員人事が各省の私物化してしまつていふと極論されていふやき、これらの特殊法人が新設されようとしておりますが、その運営なり役員人事の決定にいかなる措置をとられるか、また、既存の特殊法人の役員人事の問題になつていふ点についてどう解決されるか、お伺いをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣(佐藤榮作君) 小柳君にお答えいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) 小柳君にお答えいたします。

いろいろお尋ねがございましたが、具体的なものは各担当大臣にまかすとしたしまして、私に對して特に名指しでお尋ねになりました二つの点にお答えしたいと思います。

一つは、最近国際的な大問題であります中近東の戦争の問題でございます。わが国がどういふ態度をとつたかと、こういうことでございます。わが国は、三木外務大臣からしばしばお答えいたしましたように、もちろん戦争に不介入でございます。しかし、この地域が石油、原油の供給地であるし、また国際交通路線としても重要な意義を持つし、また多数の邦人もいます。それらの安全の確保もしなければならぬ。こういうことでございますから、最初からこの問題について真剣に検討

いたしまして、特に厳正中立であること、これを態度としてはつきり確認しよう、そしてこの問題が、紛争が拡大せず、平静になり、世界の平和が確保されるようになるためには、これは何といつても、国連の場において各国がその主張を明らかにすることだ、かように考えまして、国連の場において国際平和の確保に努力してまいつたのであります。私が申し上げるまでもなく、今日は、アメリカ、ソ連、フランス、イギリス、こういうふうな四大国のこういう問題に対する取り組み方いかんによつて、世界の平和は維持できるのでございますから、そういう意味で、これらの大国の考え方について十分私どもの主張を取り入れていただけのように、そういう裏面的な交渉も努力いたしたのであります。幸いにいたしまして、御承知のように安全保障理事会の決議を見て、六日、七日に引き続いて決議が行なわれ、即時停戦、これを満場一致で可決している。こういうことで、関係国も、この決議は国際世論であり、また正論である、こういう意味でこれを受諾した、かような形になつております。このことはもうすでに御承知のとおりだと思ひます。したがうしまして、今後停戦はされましても、あとの処理の問題、これはたいへんな問題だと思ひます。そういうことについて、わが国の利益を守り、同時にまた国際的な平和のためにわれわれが貢献できるように、この上とも努力するつもりでございます。ただいまこういう事柄が安全保障理事会を中心にして審議されていふ。わが国は常任理事国ではございませんけれども、ただいま理事国である、こういう立場において十二分に私どもの主張をはつきりさせていただきます。かように思つております。この問題は、ただ一党一派の問題ではございません。たいへん国際的な重大な問題でございますし、また日本としてこれに慎重でもなければならぬと、かように思ひますので、どうか各党超党派的に、今後のわが国のあり方について御鞭撻を賜わりたいとお願ひをいたします。

最後に、公団、公社の運営についてというお話でございます。あるいは各省それぞれが担当省の勢力を張る、こういうふうな意味で、公団、公社が運営されておられないか、そういうふうな御疑念、また心配から出てきたことだろうと思ひます。また、この担当所管省というものがこういうものの運営に十二分の関心を持つということとは、これは当然のことでございます。そうしてりつぱな成績をあげるといふことでございますが、しかし、一面、公団、公社の運営、これは広く人材を求めるといふことでなければならぬのでございませうから、私は、広く人材を登用するといふ観点に立ちまして役員的人事等の選考はいたすつもりでございます。一省等の壟断は許さない、こういうことで、また、国民の利益に役立つように厳正に運営していくつもりでございます。(拍手)

【国務大臣(三木武夫君) 小柳君から、中東の紛争が起こりまして以来、日本は厳正中立の態度をとつていきたいといふことを明らかにいたしましたわけでございますが、その厳正中立という意味はど

ういふ意味かという御質問でございます。厳正中立は、文字どおり、いずれの側にも加担をしない、一方の側に加担をして他を非難するやうなことはしない、そして公平な立場に立つて、国連という場において、一日も早く紛争の解決のためにあらゆる努力を払うといふことでございます。また、その厳正中立は傍觀者の態度ではないかと、東に仰いでいるわけでありすが、この紛争に對して傍觀者の態度は日本はとれる状態ではないのであります。しかし、その日本の利益から考えれば、中東における紛争が一日も早く解決をします、こういうことが日本のために必要でありますから、国連の場においても、あるいは現地にあらゆる努力を払うといふことが、傍觀者の態度ではないと御理解を願ひたいのでございます。

さらに、日ソ経済合同委員会におけるシベリア石油の資源の開発についての御質問でございますが、日本は、シベリアの石油資源の開発に對して非常な関心を持つておることは事実でございます。しかし、ソ連のシベリア石油開発に對しての内容は、まだ明らかになつていない。また、膨大な資金も要するようでありまして、今回の日ソ経済合同委員会の、この席上において、先方のソ連側の計画といふものを詳細に聞く、その計画を聞きたいといふことで、現に何かの計画を持つておる、こういうわけではございません。関心を持ちながら、ソ連の計画といふものを、この会議の場において聞いてみたい。そのソ連の計画によつて、日本として開発に協力できるならば、大いに関心を持つてこれに当たりたい、これが日本の考えでございます。(拍手)

【国務大臣(青野和太郎君) 今回の中東の紛争事件によつて、ことにわれわれ日本といたしましては、石油問題については多大の関心を持たなければならぬといふことは、小柳議員の仰せられたとおりでございます。そこで当面の問題であり

ますが、当面、幸い日本は厳正中立を守るといふことで、アラブ諸国は、日本の原油についての取引については支障のないようにするといふことが先方のほうから確認いたしておりますので、目下のところは支障がないと考えておるのであります。しかしながら、仰せのとおり、中近東で九〇%の石油を輸入しておること自体が、今後においてわれわれは再考を要する問題でありますので、長期的な観点から、今後の石油対策をどうするかといふ問題についてお尋ねがあつたようでありすが、まず第一に、この供給源の分散といふことが、仰せのとおり必要だと思ひますので、これは九〇%も中近東から輸入すること自体が、これは非常なリスクを持つていふと思ひますので、今後の方策をいたしましては、中近東以外、たとえば東南アジアあるいはカナダ、アメリカ、ソ連あた

りから供給を仰ぐということもやりたいし、また今回御審議をお願いしております石油開発公団によりまして、こういう各地で石油の探鉱をやりたいということをやっておりますので、この石油開発公団というものは、まさしくこの時期に私は非常に適した法案ではないかと、こう考えている次第でございます。

それからなお、長期的な観点から、先ほどもお話がありました、日本の石油量が少ないということ、仰せのとおりであります。現在においても一カ月半しかありません。これではいかぬのでありますからして、さしあたり二カ月前ぐらいの石油量は持たないという考えをいたしておりますので、至急に大型の原油基地をつくりたいという考えをいたしておりますし、それからタンクの能力を増強して、そしてより多く貯油できるようにいたしたいという考えをいたしております。こういう点につきましては、至急にこれが対策を講じたいと、こう考えている次第でございます。もちろん、これは私企業でやってもらうわけですが、私企業がこれに資金という点については、できるだけ政府のほうでも、これについては考慮しなければならぬのではないかと、こう考えている次第であります。

それから、ソ連からの石油の輸入問題については、いま外務大臣からお答えがありました、現に日ソ支払い協定によりまして、昭和四十五年には五百万トンの石油を入れることになっておりますが、もしもスエズ運河が開鎖されたらする場合、これが輸送については、非常に困難を来すというおそれがあるものであります。お話を伺い、シベリアから石油の輸入ができるようになるれば、安定的に石油の輸入が可能になるものではないかということが考えられておりますが、いま外務大臣の言われたとおり、これは今後の問題だと考えている次第であります。

それから、エネルギー資源についていろいろお話を、それでは石油に非常に依存している

し、将来は原子力発電ということにも依存しているし、また日本は、幸いこの水資源ということ、エネルギー資源が多量に、多量に確保しておりますが、問題は石油の問題でありまして、そこで、石油については、これをもう少し根本的に考えて、あるいは国産、国産化というようにも考えてみたかどうかというお話があったと思っておりますが、しかし、これは昨年の石油産業審議会の答申にもありますとおり、この答申は中立的な立場の人、あるいは経営者、また炭鉱労働者の関係の人々、関係者がすべて寄つての答申案ができたのでありますからして、経営者も企業能力を持っておりますし、幸い炭鉱の労働者も、なおこの石油対策によつて、ここで大いに労働したい、活動したいという御希望も持っておりますからして、したがって、この際、国産化することについては私は問題だと、こう考えております。これはあくまで民間企業でやるべきで、そのほうが能力があるかと私は考えているのであります。

それから、この動力炉のことについてお尋ねがありました、科学技術庁のほうは、動力炉の開発ということをやつていただいております、通産省のほうでは、動力炉の開発をやつておられるのであります、おのずから立場が違つておられますが、しかし、これは両々相まつていくべきものであると、これは両々相まつていくべきである

（拍手）

○国務大臣（二階堂進君） お答えいたします。

動力炉開発に関するこの体制がきつておれば、不安定じゃないかというようにお尋ねでございますが、御承知のとおり、この動力炉開発、いわゆる原子力の平和利用の開発計画につきましては、原子力委員会がございまして、そこで長期的な計画を立てて、その計画を総理大臣が

確認いたしましたして、総理大臣が定める長期的な方針と計画に基づいて政府が諸施策を進めるわけでございます。今回動力炉開発事業団をつくりましたゆえんのも、この新しい新型転換炉あるいは高速増殖炉というこの事業を積極的に推進するため、この基本計画に基づいて計画を進めている実施機関でございます。この基本計画が定められ、総理大臣が長期的な方針と計画を定めて、その定められたものを、基礎的な研究は原子力研究所がやる、そして新しい動力炉の開発の事業については事業団が遂行していく、そしてまたこの事業が非常に大型なプロジェクトでございますから、官民一体となつて総力を結集する体制というものをつくつていくという構想でございます。この動力炉開発事業団のあり方について不安定なものはないかと私も考えております。

なお、次のお尋ねでございますが、もつと強力な体制をいいていく必要はないかということでございます。先ほど申し上げましたごとく、原子力委員会の権限をもつと強化しろという意図もございまして、先ほど申し上げましたような体制を進めることが現下日本の国情に合ったあり方であると思っておりますが、一部には、この原子力委員会等を英国のような原子力開発の機構に持つていくべきではないかという御議論もございまして、慎重に検討はいたしてまいりたいと思っております。しかしながら、英国とわが国におきましては国情も違つた産業体制も違つたので、そのまゝの機構をわが国の体制に持つてくることは不適当ではないかと考えております。私はいまの体制で十分官民一体の総力を集めて開発ができる、また、原子力委員会が基本計画を定めてその計画に従つてやるということでございますので、体制はいまのままではないかと考えておるのでございまして。

なおまた、電力業界の協調の問題でございますが、今回この計画を定めますにつきましては、電力業界も非常に協力しております。また、今回のこの計画をつくりますにあたりましては、参画いたしておるのでございまして、決して電力業界の協力には得られないということはないと私は確信をいたしております。

なおまた、関係各省、特に通産省との関係でございますが、この長期計画を立てる場合にも、総合エネルギーの観点からいたしまして、通産大臣と協調し、協議をいたしておりますし、また、万が一協力を必要とする場合には、原子力委員会がその機能も持つておりますので、原子力委員会等が調整に乗り出すということも考えられるのではないかと考えております。（拍手）

○国務大臣（松平勇雄君） 今年度、若干の特殊法人を新設いたしましたことは御指摘のとおりでございますが、これはたびたび申し上げますように、新しい行政需要に対処する最小限の処置でございます。一方、閣議の申し合せ、その他行政監理委員会の決議等もございまして、ただいま現存の百八の特殊法人に対しましては調査をいたしておまして、今年の八月末までには結論を出してこれらの再編成あるいは整理統合等に関して処置をいたしたいという所存でございます。

なお、特殊法人の人事あるいは運営の面に関しましては、ただいま総理からお答えしたとおりでございます。

動力炉・核燃料開発事業団について申し上げますと、動力炉の開発はわが国におけるエネルギー政策上の重要課題であることは科学技術庁長官が御説明したとおりでございますが、わが国においても可能な限り自主的な開発を行なうことが必要でございます。それに因しまして、ただいま原研、あるいは原燃、あるいは原子力発電所等を一緒にしたかどうかという御意見もございしましたが、動力炉・核燃料開発事業団は、以上のような趣旨に沿うものであり、かつ、原子力委員会の決定の趣旨も十分取り入れて、これを認めることといたした次第でございます。

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号

石油開発公団法案及び動力炉・核燃料開発事業団法案(趣旨説明)

四四四

なお、これに伴いまして、既存の原子燃料公社を統合する予定であることは、先ほどの科学技術庁長官の趣旨説明のとおりでございます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 向井長年君。

「向井長年君登壇、拍手」

○向井長年君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま提案になりました二法案に対して、政府の所信をただしたいと存じます。

まず、石油開発公団法案について伺いたいと思いますが、第一点として、この公団構想は、石油資源の自主開発によりまして、石油の安定的かつ低廉な供給の確保という点から見ますと、今回の中東戦争はまさに一大衝撃でありました。現在、わが国の石油輸入が、九〇・四割を中近東に依存している現状であり、わが国と同じく石油資源に乏しい西欧諸国が、極力輸入先を分散しているのに比べて、わが国の場合、輸入先は中近東に片寄り、しかも、その取引先は米英系石油資本に握られております。しかも、わが国には、備蓄についての国の制度も企業の責任も定められておりません。新公団構想の提案にあたり、総理は、このような石油供給の基本問題につき、いかなる展望を持っておられるか、お伺いをいたしたいのであります。

第二点として、今日までの政府の国内資源開発並びに海外資源開発についての方策は、年ごとの予算のワケに縛られた、こま切れの開発にすぎません。これでは、開発に従事する人々の雇用は不安定であるし、公団は単に資金を流すトンネル機関にすぎなくなります。さらにまた、せっかく開発する海外石油資源についても、国内に、いかなる流通ルート、販路を保证していくのか、この点も国民にとって不明確であります。政府の責任ある見解をお伺いしたいのであります。

次に、動力炉・核燃料開発事業団についてありますが、科学技術の振興は二十世紀後半の各国の課題であることは、御承知のとおりであります。

特に、資源の乏しい、一條の人口を持つわが国が、高度の文化国家として発展していくためには、先進諸国に伍する工業技術国として立つ以外に道はないと思います。したがって、その基礎となるところの科学技術の振興は、わが国の盛衰をかけるものと言わなければなりません。ここに、わが国の科学技術の振興と開発への無限の期待があり、同時に、科学技術に対する国家の責任も大であると言わなければならぬのであります。しかしながら、戦後わが国のたどった道を振り返ると、国としての自主的、計画的科学技術政策は不在であったと言つても、何ら過言ではありません。もつぱら、民間産業の自由な研究開発にゆだねてきた結果、わが国の独自の研究開発を進める道は開けず、さらに、導入技術の改良発展の研究投資も乏しく、ついに現状において、先進国に大きくおくれをとる結果を招来したものであると断ぜざるを得ないのであります。

そこで、今日の情勢を踏まえて、基本的問題として、第一の質問は、政府は、科学技術政策は平和利用に徹し、かつ、国民の利益に資する産業振興の基盤であるという立場を認められると思うが、しからば、原子力開発と宇宙開発という二大目標は、全産業の向上を目指すものでなければなりません。この点に對し、政府は具体的計画をどのように樹立しているのか、総理並びに関係大臣に、まずお伺いしたいのであります。

質問の第二点は、世界の先進国はあげて核の平和利用開発に巨額の資金を投入している現状であります。しかるに、わが国では、その場その場当たりで、核開発という重大問題を回避し、民間に依存してきたことは、まことに遺憾と言わなければなりません。今後大幅な研究開発の国家資金投入を、勇断をもってやる気があるのか、ないのか、総理にお伺いをいたしたいのであります。

次に、質問の第三点は、公庫・公団の整理統合あるいは新設公団は極力押えるという政府の方針には賛成であります。しかし、これが単なるびは

う策として行なわれるのは排すべきであつて、必要なものはつくる、要らないものは廃止するという筋を通すべきであります。この観点に立つて、事業団設立に關し、原子燃料公社が統合されることになったが、今日までの政府の説明によると、これは発展的統合であるとされているが、しかし、原子力委員会は、政府予算案作成段階で、この統合には反対であつたことは事実であります。原子力委員長としての科学技術庁長官に、あらためてお伺いをいたします。また、行政管理局長官のこれに対する御意見もあわせてお伺いしたいのであります。

次に、第四点は、この事業団は、科学技術政策上設立されるのか、エネルギー政策上設立されるのか、この点を明確にされたいのであります。新型転換炉開発について、これまでの政府の説明によると、両方にまたがっているものとしている。すなわち、核燃料の外国依存度を減少させるというエネルギー政策と、自主開発に伴う工業技術の振興という技術政策上の立場がある——いずれも、もつともなことでありました。しからば、当面する軽水炉の国産化という身近な課題に就いていないのは何ゆゑか。また、軽水炉の国産化について、科学技術政策の立場から何らかの措置を講ずる計画があるのかないのか、この点について、科学技術庁長官、並びに通産大臣にお伺いしたいのであります。

質問の第五点は、政府は、新型転換炉について、いま考えている日本のなほは世界にないから、自主開発しなければならぬと言われておりますけれども、自主開発そのものの意義は別として、日本のなほが導入技術によって開発可能となるならば、この政府の考え方はみずからくずれると思うのであります。さきの衆議院本会議において大蔵大臣が答弁されたのは、この点を踏まえてされたと考えますが、もし、日本的な炉、すなわち天然ウラン供給でプラトニウム自立サイクルの炉が早い時期に導入技術を基礎として開発されると

しても、それに關係なく自主開発するのか、科学技術庁長官にお尋ねいたしたいのであります。質問の第六点は、政府は、新事業団のうち、動力炉開発部門は、いわゆるボイラの機能を持つものであるとか、あるいは建設から試運転までを実施するものであるとか、見解が統一されておらない。新型炉の開発性能という面で、この事業団がいかなる方法によってそれを実施するとしても、最終的責任を負うという点は理解できるが、いかなる規模で、人員数はどうか、また、いかなる機能を持つのか、お尋ねをいたしたいのであります。

第七点は、新型転換炉と高速増殖炉の自主開発のため、責任体制を明らかにするために、事業団の設立を要するということであるが、その必然性というものが明確ではありません。今日、予算も成立し、あたかも設立されることが前提であるがごとく論議されているが、この段階で、いまだ一度、事業団設立の必然性、すなわち理由を伺いたないのであります。なお、この場合、原研でできないという根拠もあわせて答弁を願いたいのであります。聞くところによりますと、昨年計画された高速実験炉の建設はすべて一年ぐらいいくれているというが、その理由は原研と事業団の役割りははっきりしないためである。事業団の設立問題は、原子力界全体の調和を考えて、当面各所の計画等に悪い影響を与えていると言えてしょう。これに對して政府はどう判断されるか。この点について特に通産大臣あるいは科学技術庁長官にお伺いをいたします。

第八点は、核燃料確保の問題であるが、わが国で、将来少なくとも昭和六十年までに必要とされているウランは十万吨と見込まれております。しかるに、わが国では、今日三千八百トン前後のウラン埋蔵が確認されているにすぎないのであります。大半は海外に依存しなければならぬ現状であります。政府はウラン確保にいかなる基本的方針を持つておられるか。さらに濃縮技術及び再

処理技術も重要な問題であります。これらに対していかなる方法をもつて進めていくつもりか。科学技術庁長官並びに通産大臣にお伺いをいたします。

最後に、ただいま事業者が、原子力委員会の答申にこたえて、自主的に原子力発電の開発を進めているが、これに対して政府はいかなる指導助成をされているか。たとえば、中部電力が三重県津に建設予定を進めているが、地元に対等の問題が惹起している。これに対して、市、県、いわゆる地方公共団体の協力体制がなく、建設困難な状態にあるのであります。かかる事態に対して、政府はいかなる指導をしてきたか。また、今後、どのように指導していくつもりか。通産大臣にお伺いをいたします。

以上、基本問題についてお尋ねをいたしました。が、今日の政府の事業団が、はたして今後の国家的事業として、十分な役割りを果たし、成果をあげられるか、きわめて疑問と言わなければなりません。事業団設立の前に、国が取り組むべき基本問題が山積していることを、政府は十分認識すべきであります。基本的問題については、いずれ委員会において、十分な時間をかけて政府の所信をたずねることにいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 向井君にお答えいたします。

わが国の石油供給、これは御指摘のとおり、中近東に偏重しております。こういうことでは、これは困る、今回のような事態に對しまして現実にたいへん心配せざるを得ないのであります。そこで、平素から東南アジアや、またソ連やアラブ等にも、それぞれの道を開き、取引をしていただくべきであります。しかし、東南アジアやソ連等におきましては、まだ総額をいたしまして申し上げるほどに伸びておらないという状況でございます。こういうような点がありますから、今後とも一そ

う他地方から供給を受けるように努力してまいります。そのために、わが国が自主的に石油を開発していくことがどうしても必要だ。それが今回の石油開発公団、これを設置することによりましたゆえんでございます。この公団の働きによりまして、今後は海外等におきまして、各国の協力のもとに、それぞれわが国も石油供給源を確保していくということに相なるかと思っております。

ただいま、この開発公団は資金供給のトンネル会社ではないかというお話でございますが、とんでもない、これはトンネル会社ではございません。また、事業会社ではございませんから、そういう意味では誤解をされないように願いたいのであります。この公団を通じて、いわゆる石油開発事業、これを推進してまいります。総合的に推進していく母体、これがただいまの公団でございます。そういう意味で、もちろん探鉱資金の供給もいたしますが、技術指導その他の面におきまして、あらゆる面で開発事業を推進していく考えでございます。これがうまく活動すれば、わが国の自主的な石油開発、これができると、かように確信しております。

次に、科学技術振興について意見を述べましたが、申すまでもなく、わが国の科学技術、これは今日なお、最高の水準だと、かように自慢のできる状態ではございません。私も、あらゆる面におきまして、科学技術の振興に努力をしております。教育の面において、また、会社の事業体における研究資金の確保等におきまして、十分努力をしておるのでございます。国が持つております最高技術会議等におきまして、特に科学技術の振興について、具体的な方策として、今後は研究投資の国民所得に対する比率を一・七から、さらに二・五程度までひとつと急に上げろ、こういうような強い要望が出ておりますし、政府も、さ

ような御意見も伺っておりますので、こういうことが実現できるように、全体の科学技術の水準を高め、さらに、また、具体的な必要なる科学技術の開発に、一そう努力するつもりでございます。

最後に、原子力の開発についての問題であります。が、わが国には、それぞれの機関がありまして、いままでも国家資金が投入されております。しかしながら、この原子力の開発の程度は、なお不十分であります。いままでも約一千億程度の国家資金が投入されたと考えております。しかし、これだけでは十分ではございません。今度のこの計画では、今後十年間に、その倍の二千億をひとつ投入して、さらにこの開発を充実していく、かように計画しておるような次第でございます。

(拍手)

〔国務大臣野村和太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(野村和太郎君) 今度の中東の紛争事件に関連して、いろいろ石油問題について向井議員から御心配になつておられることは、われわれも同じような心配を実は持つておるのであります。

それに対する基本的な考え方につきましては、いま総理から詳細なお話がありましたから、私は重ねて申し上げる必要はないと思っております。今回、皆さま方の御審議をお願いしておる石油開発公団というものは、まさしく、この時期においては適した法案だと、私自身は考えておるのであります。いまの石油の供給源を分散したり、あるいは日本の資本で海外の石油を開発したりするといふような目的で、この石油開発公団を設立しようといはしておるのであります。これはひとつ、ぜひ早く実現するように、皆さん方をお願い申し上げます。

それから、各電力会社が、いま軽水炉のことをやつておつて、政府はあまりやらぬじゃないかと、いろいろ話がありますが、まあ実際のところを申し上げますと、まだ日本自体でこの動力炉をつくるという技術は発達していません。そこで、海外のいままでも実施をされておる在来の炉を用いながら、いままでも電力会社がやつておるのではありませんが、それに対して、政府が無関心でいるわけでは決してありません。たとえば、融資の問題についても、あるいは税制上の優遇措置についても、あるいは税制上の優遇措置についても、やつておるのであります。そういう方面から、各電力会社が、この軽水炉を建設することについては、極力援助をいたしておる次第でございます。

それから、中部電力の芦浜の問題について、政府は無関心でいるんじゃないかというお話がありました。が、これはお説のとおり、われわれも非常な関心を持つておるのであります。現在のところでは、三重県自体で解決したいという希望を持つておるのであります。でありますからして、私は三重県にその解決方をお願いしておるのであります。が、いよいよこれが解決できなければ、これは政府みずから乗り出さなければならぬのではないかと、こう考えております。まあ現在のところでは、中部電力と三重県との間でこれが解決に奔走しておる状態でございます。(拍手)

〔国務大臣二階堂進君登壇、拍手〕

○国務大臣(二階堂進君) お答えいたします。

科学技術振興のことにつきましては、総理から御答弁になったとおりでございます。特に私のほうでは、宇宙開発とか原子力の平和利用、こ

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号

う問題は、平和利用の開発を進めてまいっておりますが、これらが産業基盤の育成強化、科学技術水準の引き上げに役立っていることはもとよりでございますので、今後一そう科学技術水準の引き上げ、研究投資、国の投資の面につきましまして、積極的に努力をいたしてまいりたいと考えております。

それから、原子力委員会がこの事業団の設立に反対しておたではないかということでございますが、当時はこの原子力研究所と燃料公社というのが一現在も存在しておるのでございますが、新しい動力炉事業団の構想が出ましたときに問題になりましたけれども、行政管理庁とかあるいは臨時行政調査会等の御意見もありまして、できるだけ新しい事業団はつくるな、法人はつくるなということもございましたし、また、燃料が国有から民有化される今日におきましては、当然この二つの法人を一つにいたしまして、新しいこの事業団と原子力研究所というものを二本立てにしていくのが適当であろうと考えてまして、このような機構をつくることに考えたわけでございます。

それから、この新事業団は科学技術政策を主として考えておるのか、あるいはエネルギー開発を主として考えておるのかという御質問でございますが、これはねらいは、申し上げるまでもなく、電力、エネルギーの開発でございますが、同時にまた、このことが産業基盤の強化あるいはエネルギー供給の安定確保にかかわることでもございまして、両方のこの要請に基づくものであらうと考えております。

それから新型転換炉の自主開発がなぜ必要かと

石油開発公団法案及び動力炉・核燃料開発事業団法案(趣旨説明) 宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に 必要な設備の譲与に関する法律案

いうようなことでございますが、当分、私は、先ほどお話がありました軽水炉の開発に重点を注ぐ、また、これは民間が主として開発していくべきものであると考えております。しかし、この新型転換炉とか高速増殖炉というようなものをなぜわれわれが考えるかと申しますと、主としてこの燃料の効率性の問題でございます。特にまた、この新型転換炉の開発につきましては、英国とかあるいはその他の国において研究は進められておりますが、これはわが国で考えておりますものと、たとえばこの燃料におきましても、あるいは冷却炉におきましても違ったものでありますし、特にこの新しい動力炉の開発には相当多量のエネルギーを必要とするものであります。したがって、この燃料をいかに効率的に使うかということが、私どもが自主的に開発していかなければならない重点でございます。したがって、この新型転換炉の考え方につきましては、進んだ国の技術はもとより研究をしてみたいと思いますが、独自の燃料の効率性を考えた観点から開発を進めていくところに自主開発の意義があらうと考えております。

それから軽水炉のこの国産化の問題は、先ほど通産大臣がお答えされましたとおりでございます。それから新事業団の体制、機構、運営等はどうか考えておるのかということでございますが、これは基礎的な研究、一般的研究はもちろん原子力研究所におまかせしている。それからこの新しい事業団は、目標は新型転換炉あるいは高速増殖炉の開発にあるわけでございまして、その運営等につきましては、もとより原子力研究所あるいは民間等の協力を得て、いわゆる国の総力を結集して、

その機能の完全な発揮をはかるように考えていきたい。しかも、長期にわたるものでございますので、この長期の開発につきましては、さつき御答弁申し上げたとおり、この基本計画に基づいて、計画的にこれを実施していくということでございます。また、人員等につきましては、原子力研究所等を含めまして大体千三百人ぐらいを予定をいたしておるつもりでございます。

それから、事業団がなぜ必要かということにつきましては、先ほど申し上げましたような、新しい自主的な開発をやるのだ、特に燃料の効率性を考えた事業団、わが国の国情に即した事業団というものをつくる必要があると考えてまして、この事業団というものを原子力研究所と別にしてつくったということでございます。

また、燃料の問題についてはどうかということでございますが、これはもとより海外の燃料に依存しなければならぬところがあることは当然でございます。したがって、将来のことに備へまして、民間におきましては、電力業界あるいは原子力産業会議等が、すでにアメリカとかカナダとか英蘭等にも調査に参りまして、長期の契約あるいは開発輸入契約等の構想を固めつつあるわけでございます。とりあえず軽水炉に必要な燃料の濃縮ウラン、これは大体アメリカとの協定を求めておりまして、近く改定をいたす考えでございますが、大体十カ年間に使用量といたしまして百三十トンというものが見込まれておるわけでございまして、この十年か十四、五年の間の軽水炉型の発電燃料には必要量を欠くことはないと考えておるような次第でございます。(拍手)

「国務大臣松平勇雄君登壇、拍手」

○国務大臣(松平勇雄君) 動力炉・核燃料開発事業団の新設につきましては、先ほど申し上げましたとおり、原子力委員会の決定の趣旨を十分に取り入れて、これを認めることにいたしましたのでございます。これに伴って核燃料の開発が動力炉の開発と密接に関連することもあり、また、臨調の答申では、原子力研究所と原子燃料公社を統合することを指摘しておりますが、この際、事業団の設立に伴って、原子燃料公社を改組して、その業務をすべて同事業団に引き継ぐことが、より合理的であると考えた次第でございます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(河野謙三君) 日程第四、宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

審査報告書

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案 右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月二日

沖繩問題等に関する特別委員長 山本 利壽

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、琉球援助対策の一環として、政府が、琉球政府に対し、宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備を譲与しようとするものであつて、適当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、昭和四十二年度一般会計予算に四億九千七百四十八万二千円が計上されてゐる。

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案

右

昭和四十二年四月八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案

政府は、琉球政府に対し、宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備であつて、昭和四十一年度及び昭和四十二年度の一般会計予算に基づきこれらの地域に設置するものを譲与することができる。

昭和四十二年六月九日 参議院会議録第十五号

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔山本利壽君登壇、拍手〕

○山本利壽君 ただいま議題となりました宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案につきまして、沖縄問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

宮古群島及び八重山群島地域におけるテレビジョン放送局の設置につきましては、かねてから、これらの地域の住民はもとより、琉球政府から強い要望がありましたが、本法は、この要請にこたへるため、日本政府が沖縄援助対策の一環として、昭和四十一年度予算及び昭和四十二年度予算合計七億一千四百七十六万二千円をもって、宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備を設置し、これを琉球政府に対し譲与することができることとしようとするものであります。

委員会におきましては、琉球政府の受け入れ体制、特に沖縄放送法に関する琉球政府の立法勧告と琉球立法院における審議状況、その成立の見通し、並びに沖縄における放送界の実情等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願ひます。

六月二日、質疑を終え、討論に入りましたところ、共産党を代表して春日委員より、本件の実施が沖縄における言論の自由及び祖国復帰の障害にならぬようにとの希望を付して賛成の意見が述べられ、次いで採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案 登録免許税法外一件

た。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第五、登録免許税法

案。

日程第六、登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長竹中恒夫君。

審査報告書

登録免許税法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月八日

大蔵委員長 竹中 恒夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、昭和四十二年度税制改正の一環として、最近における所得及び物価水準にかんがみ、定額税率につき所要の調整を行なうとともに、新たに事業の開設についての免許、許可等を課税対象に加え、建物の床面積の増加による表示の変更登記、船舶の登録、弁護士登録換え等の課税を廃止する等課税範囲の適正化を行ない、あわせて課税標準の計算及び納付方法等について所要の規定の整備合理化を図るため、登録税法の全部を改正しようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和四十二年約八十億円である。

登録免許税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十二年六月一日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

登録免許税法案

一件

四四七

登録免許税法

登録免許税法明治二十九年法律第二十七号の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 課税標準及び税率(第九条—第二十条)

第三章 納付及び還付

第一節 納付(第二十一条—第三十条)

第二節 還付(第三十一条)

第四章 雑則(第三十二条)

附則

第一章 總則

(趣旨)

第一条 この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

(納税義務者)

第三条 登録等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が二人以上あるときは、これらの者は、連帯して登録免許税を納付する義務を負う。

(公共法人等が受ける登記等の非課税)

第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等(同表の第四欄に大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。)

については、登録免許税を課さない。

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類を添附して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一 国又は別表第二に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録

二 登記機関(登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。)が職権に基づいてする登記又は登録で政令で定めるもの

三 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二編第四章第七節(会社の整理)又は第九節第二款(特別清算)の規定による株式会社の整理又は特別清算に關し裁判所の嘱託によりする登記又は登録

四 住居表示に關する法律(昭和三十七年法律第四十九号)第三条第一項及び第二項又は第四條(住居表示の実施手続等)の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

五 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更(その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。)に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

六 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項(定義)に規定する土地改良事業又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二条第一項(定義)に規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に關する登記

七 公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第九十九号)第二条第一号(定義)に規定する市街地改造事業又は

は防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)第五十五条第一項(地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業)の規定による防災建築街区造成事業の施行のため必要な土地又は建物に關する登記でこれらの事業の施行者の嘱託に係るもの

八 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第三十二条の二第一項(代位登記)の規定による土地に關する登記

九 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律(昭和四十一年法律第二百六十六号)第十四条第二項(登記)(同法第二十三条第二項(旧慣使用林野整備の効果等)において準用する場合を含む。)(の規定による土地に關する登記

十 墳墓地に關する登記

十一 滞納処分(その例による処分を含む。)に關する登記又は登録(換価による権利の移転の登記又は登録を除くものとし、滞納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む。)

十二 登記機関の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登録の回復の登記若しくは登録

十三 相続又は法人の合併に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人の受けた別表第一の第二十四号から第四十八号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可又は指定を引き継いで受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可又は指定(外国公館等の非課税)

第六条 外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設(次項において「大使館等」という。)の敷地又は建物に關して受ける登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

2 前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に關する登記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

2 前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に關する登記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

(信託財産の登記等の非課税)

第七条 信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

一 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

二 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合における財産権の移転の登記又は登録

三 受託者の更迭に伴い旧受託者から新受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

2 前項第二号の規定は、委託者の相続人に信託財産を移す場合には、適用しない。この場合には、当該財産権の移転の登記又は登録を相続による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

(納税地)

第八条 登録免許税の納税地は、納税義務者が受ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体(以下「登記官署等」という。)の所在地とする。

2 第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第二項(還付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 この法律の施行地(以下「国内」という。)に住所を有する個人である場合、その住所

二 国内に住所を有せず居所を有する個人である場合、その居所

三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人

2 前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に關する登記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

である場合 その本店又は主たる事務所の所在地

四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものを有する者である場合、その事務所、営業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、政令で定める場所）

五 前各号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

第二章 課税標準及び税率

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

（不動産等の価額）

第十条 別表第一の第一号若しくは第二号又は第四号に掲げる不動産若しくは船舶又はダム使用権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産若しくは船舶又はダム使用権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時にその不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上記所有権以外の権利その他処分制限が存するときは、当該権利その他処分制限がないものとした場合の価額による。

2 前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一の第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3 前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準額の計算について準用する。

（一定の債権金額がない場合の課税標準）
第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準とする場合

準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時にその債権の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、河川財団、鉱業権、著作権、出版権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、漁業権、入漁権又はダム使用権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。

2 前条の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。

（債権金額等の増減に係る変更の登記の場合の課税標準）
第十二条 先取特権、質権又は抵当権により担保される工事費用の予算金額又は債権金額を増加する登記又は登録は、その増加する部分の工事費用の予算金額又は債権金額についての先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

2 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百四十四条第二項（予定された損害賠償額の登録の規定により登録されている損害賠償額の支払金額を増加する登録は、その増加する部分の支払金額についての予定された損害賠償額の支払の登録とみなして、この法律の規定を適用する。）（共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率）
第十三条 一の登記官署等において、同時に申請（官庁又は公署の嘱託を含む。次項において同じ。）により同一の債権のために複数の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録（以下この条において「抵当権等の設定登記」という。）を受ける場合には、これらの設定登記を一の抵当権等の設定登記とみなして、この法律の規定を適用する。場合において、この当該設定登記に係る不動産等に関する権利の種類別により別

表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該設定登記の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために複数の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記を受ける場合において、当該設定登記の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該設定登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該設定登記がこの項の規定に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類を添付して当該設定登記の申請をするもの限り、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の件数一件につき五百円とする。

（担保附社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例）
第十四条 信託契約による物上担保附社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該社債につき担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第百九条第二項（分割発行の場合の社債発行の登記）の規定によつてする登記又は鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第三十条第二項（数回に分けて発行する社債の登記）の規定によつてする登録を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の発行金額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある物上担保附社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登録免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該社債の発行金額の総額とする。この場合において、当該発行金額がないときは、当該登録免許税の課税標準及び税率は、当該登記又は登録に係る不動産等に関する権利の件数一件につき五百円とする。

3 前二項の規定は、信託契約による物上担保附社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの企業担保権の設定又は移転の登記について準用する。

（課税標準の金額の端数計算）
第十五条 別表第一に掲げる登記又は登録に係る課税標準の金額を計算する場合において、その金額が千円に満たないときは、これを千円とする。

（課税標準の数量の端数計算）
第十六条 別表第一に掲げる登録に係る課税標準の数量を計算する場合には、次に定めるところによる。

一 別表第一の第三号に掲げる航空機の重量は、航空機の自重トン数により、当該トン数に一トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該トン数が一トンに満たないときは、これを一トンとする。

二 別表第一の第十六号に掲げる鉱区又は租鉱区的面積に十平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十平方メートルに満たないときは、これを十平方メートルとする。

（仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例）
第十七条 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記がされている別表第一の第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶について、これらの仮登記に基づきその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、同表第一の第一号の（一）又は第二号の（二）の税率欄に掲げる割合から千分の一を控除した割合とする。

2 所有権の取得に係る仮登記がされている航空機について、当該仮登記に基づき新規登録又は移転登録を受けるときは、これらの登録に係る登録免許税の税率は、一トンにつき五千円とする。

る。

3 地上権、永小作権、賃借権若しくは探石権の設定の登記がされている土地又は賃借権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一の第一号の(一)の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合とする。

(二)以上の登記等を受ける場合の税額

第十八条 同一の登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書)により、別表第一に掲げる登記等の区分に応じ二以上の登記等を受ける場合における登録免許税の額は、各登記等につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額の合計金額とする。

(定率課税の場合の最低税額)

第十九条 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が五百円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、五百円とする。

(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 納付及び還付

第一節 納付

(現金納付)

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免

許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

(印紙納付)

第二十二条 登記等(第二十四条第一項に規定する免許等を除く)を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が一万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一の第一号から第二十二号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合に、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が一万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

(免許等の場合の納付の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明で政令で定めるもの(以下この章において「免許等」という。)につき課されるべき登録免許税について

は、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

(納付の確認)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき(前条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合にあつては、当該書類が提出されたとき)は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下この章において同じ)の紙面と印紙の色彩とに於て判明に消印しなければならない。

(課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書(当該登記等が免許等である場合には、第二十四条第一項に規定する書類。次項において同じ。)に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に關する法律の規定に従つていなかつたときは、その他当該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登録免許税の額との差額に相当する登録免許税を国に納付し、その納付に係る領収証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならない。

3 前項の場合において、第一項の通知に係る登録免許税が免許等以外の登記等に係るものであり、かつ、当該通知をした登記機関が認めるときは、前項に規定する登記等を受ける者は、遅滞なく、同項に規定する差額に相当する金額の印紙を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を国に納付することができる。

(納期限)

第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は期限とする。

一 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税 当該登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

二 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項の期限が当該登録免許税の納付の基因となる免許等を受ける日後であるもの 当該期限

(納付不足額の通知)

第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条まで又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つたときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び大蔵省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の通知は、登記等を受けた者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者

(当該登記等が登記又は登録の権利者及び義務者の申請に係るものである場合には、当該権利者のうちから選定した者)の同項の納税地の所轄税務署長にすることを要するものとする。

(税務署長による徴収)

第二十九條 税務署長は、前条第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徴収する。

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条まで又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。

(納付手続等の政令への委任)

第三十條 この節に定めるもののほか、登録免許税の納付の手続その他この節の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 還付

(過誤納金の還付等)

第三十一條 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に掲げる登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者(これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者)の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下されたとき(第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く)。

二 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつたとき(第三項の証明をする場合を除く)。

三 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた

たとき(国税通則法第七十九條第一項(審査請求)の規定による審査請求に対する裁決により第二十六條第一項の認定に係る処分全部又は一部が取り消されたときを除く)。

2 登記等を受けた者は、当該登記等の申請書(当該登記等が免許等である場合には、第二十四條第一項に規定する書類。以下この条において同じ)に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に關する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日(当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る同項に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限)から一月を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることが出来る。

3 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあつて、当該登記等の申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領収証書又は印紙につき再使用することとができる証明をすることが出来る。この場合には、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領収証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

4 前項の規定は、登記機関が、登記等の取下に併い当該登記等の申請書を当該申請者に返付する場合において、当該申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下の日から一年以内に再使用させることを適当と認めるときに

5 第三項(前項において準用する場合を含む)の証明を受けた者は、当該証明に係る領収証書又は印紙を再使用しないこととなつたときは、当該証明をした登記機関に対し、当該証明のあつた日から一年を経過した日までに、政令で定めるところにより、当該証明を無効とするとともに、当該領収証書で納付した登録免許税又は当該印紙の額に相当する登録免許税の還付を受けたい旨の申出をすることが出来る。この場合において、当該申出があつたときは、当該申出を新たな登記等の申請の取下又は取下げとみなして第一項の規定を適用する。

6 登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六條から第五十八條まで(還付・充當・還付加算金)の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日に納付があつたものとみなす。ただし、第四号に規定する登録免許税に係る過誤納金のうち同号に掲げる日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合(第四項において準用する第三項の証明をした場合を除く)。

二 前項の申出があつた場合 当該申出があつた日

三 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつた場合(第三項の証明をした場合を除く) 当該取下げがあつた日

四 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 当該登記等を受けた日(当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を受けた日当該免許等に係る第二十七條第二号に掲げる期限前であるときは、当該期限)

第四章 雑則

第三十二條 登記機関(政令で定める登記機関に於ては、政令で定める省庁の長)は、政令で

定めるところにより、その年の前年四月一日からその年三月三十一日までの期間内にした登記等に係る登録免許税の納付額を、その年七月三十一日までに大蔵大臣に通知しなければならない。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法(以下「新法」という)の規定は、昭和四十二年八月一日以後に受ける登記等につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課した又は課すべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。

(建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免除)

第三条 所有権の登記のある建物につき昭和四十二年七月三十一日以前に受ける床面積の増加に係る登記の登録税は、同年八月一日以後最初に当該建物について権利に關する登記の申請(官庁又は公署の嘱託を含む。以下同じ)をするときは、前条の規定にかかわらず、納付することとを要しない。

(旧申請に係る登記等の場合の課税標準等の特例)

第四条 昭和四十二年十二月三十一日までに受ける新法別表第一の第一号から第二十二号まで並びに第二十三号の(一)、四から(六)まで及び(七)に掲げる登記等が当該登記等に係る申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下同じ)が同年七月三十一日以前に当該登記等に係る登記官署等に提出されたものに係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、改正前の登録税法第二条から第十六條

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号

登録免許税法外一件

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表

四五二

までに規定する課税標準及び税率とする。
(旧申請に係る免許等についての課税の特例)
第五条 登記等(前条に規定するものを除く。)の申請書をこの法律の公布の日前に当該登記等に係る登記官署等に提出した者が昭和四十二年十二月三十一日までに当該申請書に係る登記等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

(不服申立て等に係る免許等についての課税の特例)
第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十二年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起をしていない場合において、当該不服申立て又は訴えについての判決又は判決により当該申請に係る登記等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

(不動産登記に係る不動産価額の特例)
第七条 新法別表第一の第一号に掲げる不動産の登記の場合における新法第十条第一項の課税標準たる不動産の価額は、当分の間、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十一条第九号(固定資産税に關する用語の意義)に掲げる固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額によることができる。

(証券取引法等の改正に伴う免許等に係る課税の特例)
第八条 証券取引法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十号)附則第二項(証券業者の経過措置)に規定する証券業者で同法附則第六項(証券業の免許申請の手続)の規定により証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十条(免許申請書の規定による免許申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第二十

五号の(一)に掲げる証券会社の営業の免許を受ける場合における当該免許に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該免許一件につき一万円とする。

2 倉庫業法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第十八号)附則第二項(経過規定)に規定する倉庫業を営んでいる者で同項の規定により倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第三条(営業の許可)の許可の申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十八号の(一)に掲げる倉庫業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

(登録税の非課税規定の整理に伴う経過措置)
第九条 昭和四十四年十二月三十一日までに受ける改正前の登録税法第十九条第八号、第十号から第十二号ノ三まで、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

(印紙納付の特例)
第十条 昭和四十五年十二月三十一日までに、登記等(新法第二十四条第一項に規定する免許等を除く。)につき課されるべき登録免許税については、新法第二十二条、第二十三条第二項又は第二十六条第三項の規定にかかわらず、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書に附けて登記官署等に提出することにより国に納付することができる。

(経過措置の政令への委任)
第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一 不動産の登記(不動産の信託の登記を含む。)(注) この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に關する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項(定義)に規定する立木をいう。	不動産の価額	千分の六
(一) 所有権の保存の登記	不動産の価額	千分の六
(二) 所有権の移転の登記	不動産の価額	千分の六
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の二十五
ロ 遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	不動産の価額	千分の六
ハ 共有物の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の五十
ニ その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の六
(三) 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記	不動産の価額	千分の二十五
イ 設定又は転貸の登記	不動産の価額	千分の三
ロ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の三
ハ 共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の二十五
ニ その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の四
(四) 地役権の設定の登記	承役地の不動産の個数	一個につき五百円
イ 先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額又は不動産工事費用の予算金額	千分の四
(五) 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記	債権金額	千分の一
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額	千分の二
ロ その他の原因による移転の登記	債権金額	千分の二
(六) 信託の登記	不動産の価額	千分の六
イ 所有権の信託の登記	不動産の価額	千分の六
ロ 所有権以外の権利の信託の登記	不動産の価額	千分の三
(七) 相続財産の分離の登記	不動産の価額	千分の六
イ 所有権の分離の登記	不動産の価額	千分の六
ロ 所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額	千分の三
(八) 仮登記	不動産の価額	千分の一
イ 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
ロ その他の仮登記	不動産の個数	一個につき五百円

四
五
三[illegible]

五 工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団又は自動車交通事業財団の登記(これらの財団の信託の登記を含む。)		
(一) 所有権の保存の登記	財団の数	一個につき一・五万円
(二) 抵当権の設定若しくは移転、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額	千分の一・五
(三) 信託の登記	債権金額	千分の一・五
(四) 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(一)から(三)までの登記に該当するものを除く。)	財団の数	一個につき三千円
(四) 登記の抹消	財団の数	一個につき三千円
六 企業担保権の登記(企業担保権の信託の登記を含む。)		
(一) 企業担保権の設定又は移転の登記	債権金額	千分の一・五
(二) 信託の登記	債権金額	千分の一・五
(三) 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(一)又は(二)の登記に該当するものを除く。)	申請件数	一件につき三千円
(四) 登記の抹消	申請件数	一件につき三千円
七 鉄道財団、軌道財団又は運河財団の登記(これらの財団の信託の登記を含む。)		
(一) 抵当権の設定若しくは移転又は競売若しくは強制管理の申立ての登記	債権金額	千分の一・五
(二) 信託の登記	債権金額	千分の一・五
(三) 附記登記又は登記の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)又は(二)の登録に該当するものを除く。)	財団の数	一個につき三千円
(四) 登録の抹消	財団の数	一個につき三千円
八 動産の抵当権に関する登記又は登録		
(一) 農業用動産の抵当権に関する登記	債権金額	千分の三
イ 抵当権の設定の登記	債権金額	千分の一・五
ロ 抵当権の移転の登記	申請件数	一件につき五百円
ハ 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記	申請件数	一件につき五百円
九 著作権の登記(著作権の信託の登記を含む。)		
(一) 著作権の移転の登記	著作権の件数	一件につき千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき千円
(二) 著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
(三) 著作権を目的とする質権の移転の登録	著作権の件数	一件につき五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき五百円
ロ その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき五百円
(四) 無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	著作物の数	一個につき三千円
(五) 信託の登録	著作権の件数	一件につき千円
(六) 著作年月日又は第一発行年月日の登録	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき千円
(七) 仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき五百円
(八) 登録の抹消	著作物の数	一件又は一個につき五百円
二 登記の抹消		
(一) 自動車に抵当権に関する登録	債権金額	千分の三
イ 抵当権の設定の登録	債権金額	千分の一・五
ロ 抵当権の移転の登録	自動車の数	一両につき五百円
ハ 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	自動車の数	一両につき五百円
ニ 登録の抹消	自動車の数	一両につき五百円
建設機械の登記		
(一) 建設機械の抵当権に関する登記	申請件数	一件につき五百円
イ 建設機械の設定の登記	債権金額	千分の三
ロ 建設機械の移転の登記	債権金額	千分の一・五
ハ 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(一)又は(二)の登記に該当するものを除く。)	建設機械の数	一個につき五百円
ニ 登記の抹消	建設機械の数	一個につき五百円

十 出版権の登録(出版権の信託の登録を含む。)

(一) 出版権の設定の登録	出版権の件数	一件につき一万円
(二) 出版権の移転の登録	出版権の件数	一件につき五千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき六千円
ロ その他の原因による移転の登録	債権金額	千分の四
(三) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分制限の登録	出版権の件数	一件につき五千円
(四) 出版権を目的とする質権の移転の登録	出版権の件数	一件につき五千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき五千円
ロ その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき五千円
(五) 信託の登録	出版権の件数	一件につき五千円
(六) 仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数	一件につき五百円
(七) 登録の抹消	出版権の件数	一件につき五百円

十一 特許権の登録(特許権の信託の登録を含む。)

(一) 特許権の移転の登録	特許権の件数	一件につき千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	特許権の件数	一件につき五千円
ロ その他の原因による移転の登録	特許権の件数	一件につき五千円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき五千円
(三) 特許権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分制限の登録	債権金額	千分の四
(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の移転の登録	特許権、専用実施権又は通常実施権(以下この号において「特許権等」という。)の件数	一件につき五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	特許権等の件数	一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	特許権等の件数	一件につき千円
(五) 信託の登録	特許権等の件数	一件につき千円
(六) 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第八条第三項(在外者の特許管理人)の特許管理人の選任又はその代理権の登録	特許権等の件数	一件につき五百円

(四) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(六)までの登録に該当するものを除く。)	特許権等の件数	一件につき五百円
(五) 登録の抹消	特許権等の件数	一件につき五百円

十二 実用新案権の登録(実用新案権の信託の登録を含む。)

(一) 実用新案権の移転の登録	実用新案権の件数	一件につき千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	実用新案権の件数	一件につき三千円
ロ その他の原因による移転の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき三千円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき三千円
(三) 実用新案権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分制限の登録	債権金額	千分の四
(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは実用新案権を目的とする質権の移転の登録	実用新案権、専用実施権又は通常実施権(以下この号において「実用新案権等」という。)の件数	一件につき五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	実用新案権等の件数	一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	実用新案権等の件数	一件につき千円
(五) 信託の登録	実用新案権等の件数	一件につき千円
(六) 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第五十五条第二項(特許法の準用)において準用する特許法第八条第三項(在外者の特許管理人)の実用新案管理人の選任又はその代理権の登録	実用新案権等の件数	一件につき五百円
(七) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(六)までの登録に該当するものを除く。)	実用新案権等の件数	一件につき五百円
(八) 登録の抹消	実用新案権等の件数	一件につき五百円

十三 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)

(一) 意匠権の移転の登録	意匠権の件数	一件につき千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	意匠権の件数	一件につき三千円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき三千円
(三) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分制限の登録	債権金額	千分の四
(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録	意匠権、専用実施権又は通常実施権(以下この号において「意匠権等」という。)の件数	一件につき五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権等の件数	一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	意匠権等の件数	一件につき千円
(五) 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第六十八条第二項(特許法の準用)において準用する特許法第八条第三項(在外者の特許管理人)の意匠管理人の選任又はその代理権の登録	意匠権等の件数	一件につき五百円
(六) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(四)までの登録に該当するものを除く。)	意匠権等の件数	一件につき五百円
(七) 登録の抹消	意匠権等の件数	一件につき五百円
十四 商標権の登録(商標権の信託の登録を含む。)	商標権の件数	一件につき千円
(一) 商標権の移転の登録	商標権の件数	一件につき千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	商標権の件数	一件につき一万円
(二) 専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録	専用使用権又は通常使用権の件数	一件につき一万円
(三) 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の登録	債権金額	千分の四

目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分制限の登録	商標権、専用使用権又は通常使用権(以下この号において「商標権等」という。)の件数	一件につき千円
(四) 専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録	商標権等の件数	一件につき千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	商標権等の件数	一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	商標権等の件数	一件につき千円
(五) 商標法(昭和三十四年法律第二百七号)第七十七条第二項(特許法の準用)において準用する特許法第八条第三項(在外者の特許管理人)の商標管理人の選任又はその代理権の登録	商標権等の件数	一件につき五百円
(六) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(四)までの登録に該当するものを除く。)	商標権等の件数	一件につき五百円
(七) 登録の抹消	商標権等の件数	一件につき五百円
十五 鉱業権又は租鉱権(砂鉱を目的とするものを除く。以下この号において同じ。)の登録(鉱業権又は租鉱権の信託の登録を含む。)	鉱業権等の件数	一件につき六万円
(一) 試掘権の設定の登録	鉱業権等の件数	一個につき三万円
(二) 鉱区の増減による試掘権の変更の登録	鉱業権等の件数	一個につき一万五千円
イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱業権等の件数	一個につき三万円
ロ 鉱区の減少による変更の登録	鉱業権等の件数	一個につき三万円
(三) 試掘権の移転の登録	鉱業権等の件数	一個につき三万円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	鉱業権等の件数	一個につき三万円
(四) 放棄による試掘権の消滅の登録	鉱業権等の件数	一個につき五千円
(五) 採掘権の設定の登録	鉱業権等の件数	一個につき六万円

(内) 鉱区の増減、合併又は分割による採掘権の変更の登録	イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき三万円
	ロ 鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき六千円
ハ 鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区の数	一個につき一万五千円	
	分割後の鉱区の数	一個につき一万五千円	
ニ 鉱区の分割による変更の登録			
(ロ) 採掘権の移転の登録	イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき六千円
	ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき三万円
(四) 放棄による採掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき五千五百円	
	ニ 鉱区の設定の登録	一個につき六千円	
(四) 租鉱権の増減による租鉱権の変更の登録	イ 租鉱権の増加又は租鉱権の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき三万円
	ロ 租鉱権の減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき六千円
(三) 租鉱権の移転の登録	イ 相続又は法人の合併による移転の登録	租鉱区の数	一個につき六千円
	ロ その他の原因による移転の登録	租鉱区の数	一個につき三万円
(三) 存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき五千五百円	
	ニ 租鉱権の設定又は租鉱権若しくは租鉱権の処分制限の登録	債権金額	千分の四
(三) 鉱業法第五十一条（鉱区の分割及び合併についての租鉱権者の承諾及び協定）の承諾及び協定に係る租鉱権の変更の登録	（内） 順位の變更による租鉱権の変更の登録（内）の登録に該当するものを除く。）	鉱区の数	一個につき三万円
	（ロ） 租鉱権の移転の登録	鉱区の数	一個につき五千五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	（ロ） その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき三万円
	（ニ） 共同租鉱権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき五千五百円

(内) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（四）までの登録に該当するものを除く。）	（一） 登録の抹消	鉱区又は租鉱区の数	一個につき五百円
	十六 砂鉱権（砂鉱を目的とする鉱業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉱権（砂鉱に係るものに限る。以下この号において同じ。）の登録（砂鉱権又は租鉱権の信託の登録を含む。）	一個につき五百円	
(一) 砂鉱権の設定の登録	（一） 砂鉱権の増減、合併又は分割による砂鉱権の変更の登録	増加した鉱区の数	十平方メートルにつき五千五百円
	（二） 砂鉱権の減少による変更の登録	合併後の鉱区の数	一個につき五千五百円
ハ 鉱区の合併による変更の登録	（三） 砂鉱権の分割による変更の登録	分割後の鉱区の数	一個につき五千円
	（四） 砂鉱権の移転の登録	（五） 砂鉱権の移転の登録	一個につき五千五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	（六） 砂鉱権の移転の登録	（七） 砂鉱権の移転の登録	一個につき四千五百円
	（八） 砂鉱権の減少による変更の登録	（九） 砂鉱権の減少による変更の登録	一個につき五千五百円
ロ 砂鉱権の設定の登録	（十） 砂鉱権の増減による租鉱権の変更の登録	（十一） 砂鉱権の増減による租鉱権の変更の登録	十平方メートルにつき五百円
	（十二） 砂鉱権の減少による変更の登録	（十三） 砂鉱権の減少による変更の登録	一個につき五百円
（内） 租鉱権の移転の登録	（十四） 租鉱権の移転の登録	（十五） 租鉱権の移転の登録	一個につき五百円
	（十六） 租鉱権の減少による変更の登録	（十七） 租鉱権の減少による変更の登録	一個につき五百円
（内） 存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録	（十八） 租鉱権の設定又は砂鉱権若しくは租鉱権の処分制限の登録	（十九） 租鉱権の設定又は砂鉱権若しくは租鉱権の処分制限の登録	千分の四
	（二十） 砂鉱権の増減による租鉱権の変更の登録	（二十一） 砂鉱権の増減による租鉱権の変更の登録	一個につき五千五百円
（内） 鉱業法第五十一条（鉱区の分割及び合併についての租鉱権者の承諾及び協定）の承諾及び協定に係る租鉱権の変更の登録	（二十二） 租鉱権の移転の登録	（二十三） 租鉱権の移転の登録	一個につき五千五百円
	（二十四） 租鉱権の減少による変更の登録	（二十五） 租鉱権の減少による変更の登録	一個につき五千五百円

(イ) 順位の変更による抵当権の変更の登録(ロ)の登録に該当するものを除く。) (ロ) 抵当権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (ニ) 信託の登録 共同砂鉄権者又は共同租鉄権者の脱退の登録 (三) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(四)までの登録に該当するものを除く。) (四) 登録の抹消	鉄区の数 鉄区の数 鉄区の数 鉄区又は租鉄区の数 鉄区又は租鉄区の数 鉄区又は租鉄区の数 鉄区又は租鉄区の数 鉄区又は租鉄区の数	一個につき三千円 一個につき千五百円 一個につき千三百円 一個につき千五百円 一個につき千五百円 一個につき千五百円 一個につき千五百円 一個につき千五百円
十七 鉱業法第百十四条第二項(予定された損害賠償額の登録)の規定による登録 (一) 新規登録 (二) 抹消した登録の回復又は登録の更正若しくは変更の登録 (三) 登録の抹消	損害賠償の支払金額 不動産の個数 不動産の個数	千分の一 一個につき千五百円 一個につき千五百円
十八 漁業権又は入漁権の登録(漁業権又は入漁権の信託の登録を含む。) (一) 漁業権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (二) 漁業権の持分の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (三) 入漁権の設定の登録 (四) 入漁権の保存の登録 (五) 入漁権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (六) 入漁権の持分の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数 漁業権の件数 漁業権の件数 漁業権の件数 入漁権の件数 入漁権の件数 入漁権の件数 入漁権の件数 入漁権の件数 入漁権の件数 入漁権の件数 入漁権の件数	一件につき六百円 一件につき三千円 一件につき五百円 一件につき千円 一件につき二千円 一件につき五百円 一件につき五百円 一件につき五百円 一件につき五百円 一件につき五百円 一件につき五百円 一件につき五百円
ロ その他の原因による移転の登録 (イ) 先取特権の保存、抵当権の設定、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分制限の登録 (ニ) 先取特権又は抵当権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (三) 信託の登録 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(四)までの登録に該当するものを除く。) (四) 登録の抹消	入漁権の件数 債権金額又は工事費用の予算金額 漁業権の件数 漁業権又は入漁権の件数 漁業権又は入漁権の件数 漁業権又は入漁権の件数 漁業権又は入漁権の件数	一件につき千円 千分の四 一件につき五百円 一件につき千円 一件につき千五百円 一件につき千五百円 一件につき千五百円
十九 会社又は外国会社の商業登記(保険業法昭和十四年法律第四十一号)第七十九条(登記手続)の規定によつてする相互会社の登記及び外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)第三十条又は第三十三条(商法等の準用)の規定によつてする外国相互会社の登記を含む。) (一) 会社又は相互会社につきその本店の所在地においてする登記 イ 合名会社又は合資会社の設立(合併又は組織変更による設立を含む。) ロ 株式会社の設立の登記(ホの登記に該当するものを除く。) ハ 有限会社の設立の登記(ホの登記に該当するものを除く。) ニ 株式会社又は有限会社の資本の増加の登記(ヘの登記に該当するものを除く。) ホ 合併又は組織変更による株式会社又は有	申請件数 資本の金額 資本の金額 資本の金額 資本の金額 増加した資本の金額 増加した資本の金額 増加した資本の金額	一件につき二万円 千分の七 千分の七 千分の七 千分の七 千分の七 千分の七

ト相互会社の設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記

チ 転換社債の登記又は第二回以後の転換社債の払込みによる変更の登記

リ 支店の設置の登記

資本の金額	増加した資本の金額	申請件数	支店の数
千分の一・五（合併により消滅した会社又は組織変更をした会社の当該合併又は組織変更の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に对应する部分については、千分の七）	千分の一・五（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に对应する部分については、千分の七）	（これによつて計算した税額が一万円に満たないときは、申請件数一件につき一万円）	（これによつて計算した税額が一万円に満たないときは、申請件数一件につき一万円）
一件につき十万円	一件につき十万円	申請件数	申請件数
一件につき三万円	一件につき三万円	申請件数	申請件数
一箇所につき二万円	一箇所につき二万円	支店の数	支店の数

イ 営業所の設置の登記

[illegible]

ロ その他の登記 ハ 登記の抹消 申請件数 一件につき三千円 一件につき三千円	二十 個人の商業登記	(一) 個人につきその本店の所在地においてする登記 イ 商号の新設の登記又はその取得による変更の登記 ロ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記 ハ 商法第五條(未成年者の營業の登記)又は第七條第一項(被後見人のためにする後見人の營業の登記)の規定による登記 ニ 商法第二十六條第二項(營業譲渡の際の免責の登記)の登記 ホ 商号の廃止の登記又は登記の更正、変更若しくは消滅の登記(これらの登記のうちイ又はロに掲げる登記に該当するものを除く) ヘ 登記の抹消 (二) 個人につきその支店の所在地においてする登記(登記の抹消を含む) 申請件数 一件につき三千円 一件につき三千円	二十一 船舶管理人の登記 (一) 船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記 (二) 抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記 申請件数 一件につき一万円 一件につき三千円	二十二 夫婦財産契約の登記 (一) 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十六條又は第七百五十七條(夫婦財産契約)の登記 (二) 登記の更正又は変更の登記 (三) 登記の抹消 申請件数 一件につき六千円 一件につき三千円 一件につき三千円	二十三 人の資格の登録若しくは認可又は技能証明
---	------------	---	---	--	-------------------------

(一) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第八條(弁護士の登録)の登録 (二) 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第四條第一項(認可)の司法書士の認可 (三) 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六條(登録)の土地家屋調査士の登録 登録件数 一件につき二万円 一件につき一万円 一件につき一万円	(四) 公認会計士又は会計士補の登録 イ 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十七條第一項(登録の義務)の登録 (1) 公認会計士の登録 (2) 会計士補の登録 ロ 公認会計士法第十六條の二第一項(外国で資格を有する者の特例)の登録 登録件数 一件につき二万円 一件につき一万円 一件につき二万円	(五) 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第十八條(登録)の税理士の登録 (六) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿に次に掲げる者の登録 イ 次に掲げる者の新規登録 (1) 医師又は歯科医師の登録 (2) 薬剤師の登録 (3) 保健婦、助産婦、看護婦、男子である看護人、理学療法士又は作業療法士の登録 登録件数 一件につき二万円 一件につき一万円 一件につき三千円	ロ イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録 (七) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第五條の二(登録)の管理栄養士の登録 (八) 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)による獣医師名簿にする登録 イ 獣医師法第七條第一項(登録)の獣医師の登録 ロ 獣医師法附則第十五項(獣医師法の準用)において準用する同法第七條第一項の獣医師免状の所有者の登録 ハ 登録事項の変更の登録 登録件数 一件につき五千円 一件につき一万円 一件につき三千円 一件につき五百円	(九) 装師師法(昭和十五年法律第八十九号)による
--	---	--	---	---------------------------

る装飾師名簿にする登録

イ 装飾師法第一条第一項(登録)の装飾師の登録

登録件数

一件につき千円

ロ 登録事項の変更の登録

イ 弁理士法(大正十年法律第百号)第六條第二項(弁理士の登録)の弁理士の登録

登録件数

一件につき五百円
一件につき二万円

(三) 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)による海技従事者免許原簿にする登録

イ 船舶職員法第七條第一項(登録及び海技免状)の海技従事者で次に掲げるものの新規登録

(1) 甲種船長の登録

(2) 甲種一等航海士の登録

(3) 甲種二等航海士の登録

(4) 乙種船長の登録

(5) 乙種一等航海士の登録

(6) 乙種二等航海士の登録

(7) 丙種船長又は丙種航海士の登録

(8) 甲種機関長の登録

(9) 甲種一等機関士の登録

(10) 甲種二等機関士の登録

(11) 乙種機関長の登録

(12) 乙種一等機関士の登録

(13) 乙種二等機関士の登録

(14) 丙種機関長又は丙種機関士の登録

(15) 甲種船舶通信士の登録

(16) 乙種船舶通信士の登録

(17) 丙種船舶通信士の登録

ロ イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録

(三) 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)による水先人名簿にする登録

イ 水先法第七條第一項(登録及び水先免状)の水先人の登録

登録件数

一件につき二万円

ロ 登録事項の変更の登録

(四) 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第九條第一項(登録)の海事代理士の登録

登録件数

一件につき五百円
一件につき一万円

(五) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十二條第一項(航空従事者技能証明)の航空従事者技能証明

イ 定期運送用操縦士の技能証明

技能証明の件数

一件につき六千円

ロ 上級事業用操縦士の技能証明

技能証明の件数

一件につき四千円

ハ 事業用操縦士の技能証明

技能証明の件数

一件につき二千五百円

ニ 自家用操縦士の技能証明

技能証明の件数

一件につき千円

ホ 一等航空士又は航空機関士の技能証明

技能証明の件数

一件につき四千円

ヘ 二等航空士の技能証明

技能証明の件数

一件につき二千五百円

ト 一等航空通信士の技能証明

技能証明の件数

一件につき四千円

チ 二等航空通信士の技能証明

技能証明の件数

一件につき二千五百円

リ 三等航空通信士の技能証明

技能証明の件数

一件につき千円

ヌ 一等航空整備士の技能証明

技能証明の件数

一件につき三千円

ル 二等航空整備士の技能証明

技能証明の件数

一件につき二千円

ヲ 三等航空整備士の技能証明

技能証明の件数

一件につき千円

リ 航空工場整備士の技能証明

技能証明の件数

一件につき三千円

ロ 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録

イ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第百五十二号)第十五條第一項(登録)の登録

(1) 不動産鑑定士の登録

登録件数

一件につき二万円

(2) 不動産鑑定士補の登録

登録件数

一件につき一万円

ロ 不動産の鑑定評価に関する法律第十八條(変更の登録)の変更の登録

(四) 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第五條第一項(登録)の一級建築士の登録

(五) 技術士法(昭和三十一年法律第百二十四号)第十四條(登録)の技術士の登録

登録件数

一件につき二万円
一件につき五万円

(六) 銀行(貯蓄銀行、長期信用銀行、外国為替

金融機関の営業若しくは事業の免許又はその支店その他の営業所に係る認可

登録件数

一件につき五万円

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号 登録免許税法案外一件

銀行及び相互銀行を含む。(三)において同じ。)の営業の免許(二)に掲げる免許を除く。) (一) 銀行法(昭和二年法律第二十一号)の施行地外に本店を有する銀行の同法第二条(銀行業の免許)の銀行業の免許 (二) 銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可 イ 銀行の支店の設置の認可 ロ 銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。) 四 信用金庫の事業の免許 四 信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更の認可 四 信託業法(大正十一年法律第六十五号)第一条第一項(信託業の免許)の信託会社の営業の免許 (四) 保険業法第一条第一項(保険事業の免許)又は外国保険事業者に関する法律第三条第一項(免許等)の規定による保険事業の新規免許	営業所の数 支店の数 営業所の数 支店の数 免許件数 事務所の数 免許件数 一件につき五万円 一件につき五万円 一件につき五万円 一件につき五万円	二十六 外国為替業務若しくは両替業務の認可又はこれらの業務を営む営業所の新設の許可 (一) 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十条第一項(外国為 国内の営業所の数 一箇所につき三万円 一件につき五万円 一件につき三万円 一件につき五万円
營業務の認可等)の外国為替業務の認可又は同条第三項の外国為替業務を営む営業所の新設の許可 (一) 外国為替及び外国貿易管理法第十四条第一項(両替商)の両替業務の認可又は同条第二項において準用する同法第十条第三項の両替業務を営む営業所の新設の許可	税関貨物取扱人の免許 税関貨物取扱人法(明治三十四年法律第二十八号)第二条第一項(税関貨物取扱人の免許)の税関貨物取扱人の免許 製造場の数 一箇所につき五万円	二十九 製造たばこの小売人の指定 たばこ専売法(昭和二十四年法律第十一号)第三十二条第一項(小売人の指定)の製造たばこの 營業所の数 一箇所につき五万円

小売人の指定（当該指定の期間が満了した場合に引き続いて行なう指定及び一時的な需要のために期間を限定して行なう指定を除く。）

三十 中央卸売市場における卸売業務の許可

中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）第十條（卸売業務の許可）の中央卸売市場における卸売業務の許可

三十一 商品仲買人の登録

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第四十五條第一項（登録）の商品仲買人の登録

三十二 百貨店業の許可又は百貨店の店舗の新設若しくは床面積の増加の許可

(一) 百貨店法（昭和三十一年法律第百十六号）第三條（營業の許可）の百貨店業の許可
許可件数 一件につき五万円
(二) 百貨店法第六條第一項（店舗の新設等の許可）の店舗の新設又はその床面積の増加（新設する店舗の床面積の合計面積又は増加する床面積の合計面積が政令で定める面積に満たないものを除く。）の許可
店舗の数 一箇所につき五万円

三十三 石油精製業の許可又は石油蒸留設備の新設、増設若しくは改良の許可

(一) 石油業法（昭和三十七年法律第二百二十八号）第四條（石油精製業の許可）の石油精製業の許可
許可件数 一件につき五万円
(二) 石油業法第七條第一項（設備の新設等の許可）の石油蒸留設備の新設、増設又は改造の許可（当該改造により増加する同法第二條第三項（定義）に規定する処理能力が百五十キロリットル未満である改造の許可その他政令で定める新設、増設又は改造の許可を除く。）
石油蒸留設備の数 一個につき五万円

三十四 ガス事業の許可又はガスの供給区域の変更の許可

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三條（事業の許可）のガス事業の許可又は同法第八條（事業の許可）のガス事業の許可又は同法第八條（事業の許可）のガス事業の許可
許可件数 一件につき三万円

条第一項（供給区域の変更）の供給区域の変更の許可（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域を変更する許可その他政令で定める許可を除く。）

三十五 地方鉄道業の免許又は軌道事業の特許

地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第十二條第一項（地方鉄道業の免許）の地方鉄道業の免許又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第三條（事業の特許）（同法第三十一條（軌道に準ずるもの）において準用する場合を含む。）の軌道事業の特許（当該免許又は特許を受けている者が当該免許又は特許に係る路線に接続して路線を延長することの免許又は特許で政令で定めるものを除く。）
路線の数 一路線につき五万円（当該路線に係る鉄道が地方鉄道法第三條第二項（軌道の制限）に規定する特殊の地方鉄道であるもの又は当該路線が無軌条のものについては、三万円）

三十六 道路運送事業の免許及び登録

(一) 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四條第一項（免許）の自動車運送事業の免許（一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。）
免許件数 一件につき三万円
イ 一般乗合自動車運送事業の免許、一般貨物自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許
免許件数 一件につき三万円
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般区域貨物自動車運送事業の免許、一般小型貨物自動車運送事業の免許、特定旅客自動車運送事業の免許又は特定貨物自動車運送事業の免許
免許件数 一件につき一万円（個人の受ける一般乗用旅客自動車運送事業の免許で政令で定めるものについては、五万円）
(二) 道路運送法第八十條第一項（登録）の自動車運送取扱事業の登録
登録件数 一件につき一万円

三十七 通運事業の免許

通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）取扱駅の数 一駅につき二万円

第四条第一項(免許)の通運事業の免許			三十八 倉庫業の許可又は倉庫の位置の変更の認可		
(一) 倉庫業法第三条(営業の許可)の倉庫業の許可			許可件数		
一件につき三万円			倉庫業法第十二条第一項(倉庫の位置等の変更)の倉庫の位置の変更の認可(倉庫の新設に係る認可で政令で定めるものに限る。)		
倉庫の数			一件につき一万円		
三十九 船舶運航事業の免許又は許可			(一) 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項(旅客定期航路事業の免許)の免許(離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項(定義)に規定する離島航路事業に係る免許その他政令で定める免許を除く。)		
イ 一般旅客定期航路事業の免許			免許件数		
一件につき三万円			ロ 特定旅客定期航路事業の免許		
一件につき三万円			(二) 海上運送法第二十一条第一項(自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可)の許可		
許可件数			一件につき三万円		
イ 自動車航送貨物定期航路事業の許可			許可件数		
一件につき三万円			ロ 旅客不定期航路事業の許可		
一件につき三万円			四十 港湾運送事業の免許		
港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第四条第一項(免許)の規定による港湾運送事業の免許			港湾の数		
一件につき三万円			(一) 一般港湾運送事業の免許		
一件につき三万円			(二) 船内荷役事業の免許、はしけ運送事業の免許、沿岸荷役事業の免許又はいかだ運送事業の免許		
免許件数及び港湾の数			一件につき一万円		
一件につき一万円			(三) 検査事業の免許、鑑定事業の免許又は検査事業の免許		
免許件数			一件につき一万円		
四十一 航空運送事業、利用航空運送事業又は航空機使用事業の免許又は許可			一路線につき五万円		
(一) 航空法第百条第一項(免許)の定期航空運送路線の数			一路線につき五万円		

別表第二 非課税法人の表

名 称	根 拠	法
愛知用水公団	愛知用水公団法(昭和三十年法律第四十一号)	
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)	
医療金融公庫	医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)	
オリンピック記念青少年総合センター	オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第四十五号)	
海外移住事業団	海外移住事業団法(昭和三十八年法律第二百二十四号)	
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法(昭和三十七年法律第二十号)	
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)	
原子燃料公社	原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)	
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)	
鉱害基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)	
六号) 第三条第一項(免許)の建設大臣がする宅地建物取引業の免許(更新の免許を除く。)	登録件数	一件につき三万円
四十六 測量業者の登録	測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第五十五条第一項(測量業者の登録)の測量業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
四十七 馬主の登録	競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第十三条第一項(馬主の登録)の馬主の登録	登録件数
四十八 無線局の免許	電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第四条第一項(無線局の開設)の無線局の免許(再免許及び同法第五条第二項第一号(欠格事由)に規定する実効無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。)	無線局の数 一局につき一万円 (電波法第五条第四項の放送をする無線局については、五万円)

港務局	港務法(昭和二十五年法律第二百十八号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)
国民金融公庫	国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立教育会館	国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)
国立競技場	国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)
国立劇場	国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)
こどもの国協会	こどもの国協会法(昭和四十一年法律第三十一号)
雇用促進事業団	雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)
産炭地域振興事業団	産炭地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九十五号)
社会福祉事業振興会	社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)
私立学校振興会	私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)
新技術開発事業団	新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十五号)
森林開発公団	森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
石炭鉱業合理化事業団	石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)
船舶整備公団	船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)
地方公共団体	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)
帝都高速交通営団	帝都高速交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)
日本国有鉄道	日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)
日本住宅公団	日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)
日本消防検定協会	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)

別表第三 非課税の登記等の表

名 称	根 拠 法	非 課 税 の 登 記 等	備 考
一 海外經濟協力基金	海外經濟協力基金法（昭和三十五年法律第百七十三号）	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録（先取特權、質權又は抵當權の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）	
二 学校法人 （私立学校法第六十四条第四項（各種学校の規定）により設立された	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有權（賃借權を含む。以下同じ。）の取得登記（權利の保存、設定、販貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の

			法人を含む。)
			二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利(土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。)の取得登記
三 金属鉱物探鉱促進事業団	金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十一年法律第七十八号)	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	添附があるものに限り。
四 健康保険組合及び健康保険組合連合会	健康保険法(大正十一年法律第七十号)	一 事務所用建物(もつぱら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 健康保険法第二十三条(福祉施設)(同法第四十二条ノ三第五項(準用規定)において準用する場合を含む。)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	
五 公害防止事業団	公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)	公害防止事業団法第十八条第一号から第五号まで(業務の範囲)に掲げる業務のための別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録	
六 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
七 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 国家公務員共済組合法第九十八条第一項(事業の範囲)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	

八 国鉄共済組合、専売共済組合及び日本電信電話公社共済組合	公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)	得登記 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 公共企業体職員等共済組合法第六十三条第一項(福祉事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	
九 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 国民健康保険法第八十二条第一項(福祉施設)(同法第八十六条(準用規定)において準用する場合を含む。)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	
十 社会福祉法人	社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)	一 社会福祉事業法第二条第一項(定義)に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に限る。)の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限り。
十一 社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	

十二 宗教法人	宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)	一 もつぱら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条(境内建物及び境内地の定義)に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する学校(学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に限る。)の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限り。
十三 小規模企業共済事業団	小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二二号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
十四 消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
十五 私立学校教職員共済組合	私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 私立学校教職員共済組合法第十八条第三号(業務)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	
十六 石油開発公団	石油開発公団法(昭和四十二年法律第 号)	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	
十七 地方議会	地方公務員等共	事務所用建物の所有権の取得登記又は当	

議員共済会及び地方団体関係団体職員共済組合 三十七年法律第百五十二号 該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	十八 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会 地方公務員等共済組合法 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 地方公務員等共済組合法第百十二条第一項(福祉事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	十九 中小企業退職金共済事業業団及び特定業種退職金共済組合 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号) 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 中小企業退職金共済法第四十四条第一項第二号又は第七十五条第一項第二号(業務の範囲)の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	二十 日本育英会 日本育英会法(昭和十九年法律第三十号) 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 日本育英会法第十六条第一項第二号又は第三号(業務の範囲)の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	二十一 日本開発銀行 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号) 別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	二十二 日本勤労者住宅協会 日本勤労者住宅協会法(昭和四十二年法律第百七号) 住宅金融公庫法第十七条第一項第四号、第二項若しくは第四項(業務の範囲)第三欄の登記に該当するもので	十一年法律第百三十三号 開)又は産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七條第一項第二号、第三号若しくは第二項(資金貸付けの範囲)の規定による住宅金融公庫からの資金の貸付けを受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のため取得する土地の権利の取得登記 あることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限り。	二十三 日本赤十字社 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号) 日本赤十字社法第二十七條(業務)の業務の用に供する建物若しくは船舶の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記 第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限り。	二十四 日本輸出入銀行 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号) 別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	二十五 年金福祉事業団 年金福祉事業団法(昭和三十一年法律第百八十八号) 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関)に規定する病院若しくは診療所の用に供する建物の所有権又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利を目的とする質権又は抵当権の設定の登記 第三欄の第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限り。	二十六 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号) 一 農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)第一条(農業倉庫業者)に規定する農業倉庫業者若しくは同法第十九条第一項(連合農業倉庫業者)に規定する連合農業倉庫業者である農業協同組合若しくは農業協同組合連合会 第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の
--	---	--	--	---	---	---	---	--	--	---

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号 登録免許税法案外一件

二十七 農林漁業 農林漁業職員共 業団職員共 済組合	農林漁業団体職 員共済組合法 (昭和三十三年 法律第九十九 号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記 又は当該建物の敷地の用に供する土 地の権利の取得登記 二 農林漁業団体職員共済組合法第五 十三条(福祉事業)の事業の用に供す る建物の所有権の取得登記又は当該 事業の用に供する土地の権利の取得 登記	会の農業倉庫若しくは連合農業倉庫 の所有権の取得登記又はこれらの倉 庫の敷地の用に供する土地の権利の 取得登記 二 医療法第三十一条(公的医療機関) に規定する病院若しくは診療所の用 に供する建物の所有権の取得登記又 は当該建物の敷地の用に供する土地 の権利の取得登記	添附があるもの に限る。
二十八 貿易大 学校	貿易大学校法 (昭和四十二年 法律第 号)	貿易大学校法第十六条第一号(業務)の 業務の用に供する建物の所有権の取得 登記又は当該業務の用に供する土地の 権利の取得登記	第三欄の登記に 該当するもので あることを証す る大蔵省令で定 める書類の添附 があるものに限 る。	
二十九 民法第 三十四條(公 益法人の設 立)の規定に より設立した 法人	民法	一 自己の設置運営する学校の校舎等 の所有権の取得登記又は当該校舎等 の敷地、当該学校の運動場、実習用 地その他の直接に保育若しくは教育 の用に供する土地の権利の取得登記 二 更生緊急保護法(昭和二十五年法 律第二百三十三号)第二条第二項(定義) に規定する更生保護事業の用に供す る建物の所有権の取得登記又は当該 事業の用に供する土地の権利の取得 登記 三 住宅金融公庫法第十七条第一項第 三	第三欄の第一 号、第二号又は 第三号の登記に 該当するもので あることを証す る大蔵省令で定 める書類の添附 があるものに限 る。	

四号、第二項若しくは第四項(業務の範囲)又は産業労働者住宅資金融通法第七條第一項第二号、第三号若しくは第二項(資金貸付けの範囲)の規定による住宅金融公庫からの資金の貸付けを受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のために取得する土地の権利の取得登記

審査報告書
登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等
に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。
昭和四十二年六月八日
大蔵委員長 竹中 恒夫
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、登録免許税法の施行に伴い、新
たに登録免許税を課することとした登録又は免
許に係る手数料を廃止するとともに、租税特別
措置法その他の関係法令の規定を整備しようと
するものであつて、適当な措置と認める。
一、費用
本法律案の施行のため、別に費用を要しない。
登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等
に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十二年六月一日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

目次
第一章 国税に関する法律の一部改正(第一
条―第五條)

第二章 登録手数料等の定めのある法律の一部
改正(第六條―第十五條)
第三章 その他の法令の一部改正(第十六條―
第四十二條)
附則

第一章 国税に関する法律の一部改正

(国税通則法の一部改正)
第一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六
号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項中「第十号まで」を「第十一号
までに改め、第十二号を第十三号とし、第十
一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を
加える。
十一 登録免許税、登記、登録特許、免許、
許可、認可、指定又は技能証明の時
第十五条第三項第五号中「登録税」を「登録免
許税」に改める。
第三十四条第二項に後段として次のように加
える。
印紙で納付することができるものとされて
いる国税を印紙で納付する場合も、また同様
とする。
第三十六条第一項第四号中「登録税」を「登録
免許税」に改める。
(国税徴収法の一部改正)
第二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十
七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項第七号中「から第四号まで」
を、第三号及び第五号に改める。
第百二十三條中「登録税」を「登録免許税」に改
める。
(租税特別措置法の一部改正)
第三条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二

四〇七

法第三卷第一頁第十段」卷一五錄免言和法第九

条に改め、「債権金額の」を削る。

第七十九条の二を削る。

第八十条の見出し中「資本組入」を「資本組入れに改め、同条第一項中「組入」を「組入れ」に、「二項の登録税の額は、登録税法第六条第一項第四号」に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條に改め、「その増加した資本の金額の」を削り、同条第二項中「以下」を削り、「二項の登録税の額は、登録税法第六条第一項第四号」に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條に、「次に掲げる金額の合計額を、千分の一・五（増加した資本の金額のうち、再評価積立金の積立額又は組入れにより生じ、又は増加した資本準備金の組入れに係るものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の五）」に改め、同項各号を削る。

第八十条の二の見出しを「増資の登記の税率の軽減」に改め、同条中「又は登録税法第六条第一項第十号の規定の適用を受ける」を「規定の適用を受けるもの及び合併による」に、「行つたを」行なつたに、「二項の登録税の額は、登録免許税法第九條に改め、「その増加した資本の金額の」を削る。

第八十一条中の「登録税の額」を「登録免許税の額」に改め、「登録税法」を「登録免許税法」に改め、「その増加した資本の金額の」を削る。

第九條に、「掲げる額による」を「掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする」に改め、ただし書を削り、同条第一号中「それぞれ資本の金額又は増加した資本の金額の」及び「に相当する金額」を削り、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる部分については、千分の三・五）

併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）

三 法人の設立 資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の権利又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。）イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに掲げる割合

イ 不動産の権利の取得 千分の六

ロ 船舶の所有権の取得 千分の四（海運業の再建整備に關する臨時措置法第五條第一項又は第六條第一項の規定による承認に係るものについては、千分の二）

第八十一条第四号中「又は船舶の権利」を「権利又は船舶の所有権に改め、「当該不動産又は船舶の価格の」及び「に相当する金額」を削る。

第八十一条の二の見出し中「取得の」を「移転」に改め、同条中「取得の」を「移転の」に、「登録税を」登録免許税に改める。

第八十一条の三第一項中の「登録税の額は、登録税法第六條第一項第九号又は第十号の規定にかかわらず、」を「登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の二に、千分の一に相当する金額を」に、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に対応する部分については、千分の五）」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「合併による不動産又は船舶の権利の取得」を「合併により取得した不動産の権利又は船舶の所有権の移転の登記」に、「登記の登録税の額は、当該取得を」に係る登録免許税の税率は、当該合併に、「登録税法第六條第一項」を「登録免許税法第九條」に改め、当該不動産又は船舶の

価格の「及び」に相当する金額」を削る。

第八十二条中の「登録税」を「登録免許税」に、「取得又は所有権の保存」を「保存、設定又は移転」に改める。

第八十三条の見出し中「登記」を「登記等」に改め、同条中の「登録税」を「登録免許税」に改める。

第八十四条中の「登録税」を「登録免許税」に改める。

附則第二十條の見出し中「登録税法」を「登録税法等」に改め、同条中の「登録税について」を「昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものにつき課した又は課すべき登録税又は登録免許税について」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第四條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十七條の見出し中「登録税法」を「登録税法等」に改め、同条中の「登録税」を「昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものにつき課した又は課すべき登録税又は登録免許税」に改める。

（相続税法の一部改正）

第五條 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「再評価税」の下に、「登録免許税」を加える。

第十九條の二第二号中「第九百條」の下に「及び第九百一條」を加える。

第二章 登録手数料等の定めのある法律の一部改正

（建設業法の一部改正）

第六條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「登録免許税及び登録手数料」に改め、同条中「登録申請者」を「第四條第一項の規定による登録のうち建設大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第...号）の定めるところにより登録免許税を受けようとする者、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者」に、「登録手数料を」を「登録手数料を、それぞれ」に改める。

（測量法の一部改正）

第七條 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五條の四の見出しを「登録免許税及び登録手数料」に改め、同条中「登録申請者」を「第五十五條第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第...号）の定めるところにより登録免許税を受けようとする者」に、「登録手数料を」を「登録手数料を、それぞれ」に改める。

（電波法の一部改正）

第八條 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一百三條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第一号に掲げる者が受ける無線局の免許につき、登録免許税法（昭和四十二年法律第...号）の定めるところにより登録免許税が課されることとなつたときは、その者が同号に規定する申請につき納付した手数料は、還付する。

（建築士法の一部改正）

第九條 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「一級建築士又は」を「一級建築士の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第...号）の定めるところにより登録免許税を、」に改め、「一級建築士の免許については三千円以内、二級建築士の免許については」を削る。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第十条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項を削る。

(商品取引所法の一部改正)

第十一条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の見出し中「登録手数料」を「登録免許税に改め、同条第一項中通知を受けた日から三十日を」同条第一項の規定による登録を受けた日から一月に、「政令で定めるところにより、登録手数料として三千元」を「登録免許税」に改め、同条第二項中「登録手数料」を「登録免許税」に改める。

(海事代理士法の一部改正)

第十二条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「登録免許税及び登録料」に改め、同条中「千円」を「登録免許税(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を」に、「五百円」を「五百円の登録料を」に、「二百円」を「二百円の登録料を、それぞれ」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十三条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「第一項の免許又は」を「第一項の免許のうち建設大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を、同項の免許のうち都道府県知事の免許を受けようとする者及び」に、「手数料を」を「手数料を、それぞれ」に改める。

(旅行業法の一部改正)

第十四条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出しを「登録免許税及び登録料」に改め、同条中「規定による登録料」

申請の下に」をする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を」を加え、「政令で定める額の手数料を」を「政令で定める額の手数料を、それぞれ」に改める。

(技術士法の一部改正)

第十五条 技術士法(昭和三十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出しを「登録免許税及び登録手数料」に改め、同条中「登録を受けようとする者」の下に「は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を」を加え、「手数料を」を「手数料を、それぞれ」に改める。

第三章 その他の法律の一部改正

第十六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六條ノ二を削る。
第四十二條ノ三第五項中、第六條ノ二を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十七條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項を削る。
第十八條 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第十九條を次のように改める。
第十九條 削除

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第十九條 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第八條を次のように改める。
第八條 削除

(保険業法の一部改正)
第二十條 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八十條及び第八十一條を次のように改める。
第八十條及第八十一條 削除
第二十一條 罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

(第三十五條中「においては」を「におけるその登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず」に、を以て、登録免許税法第二條第一項第九号に規定する債権金額とみなす」を「とする」に改める。

(農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律の一部改正)
第二十二條 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「又は船舶に關する權利」を「の權利又は船舶の所有權」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は、不動産又は船舶の価格の」を「登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「に關する權利」を「の權利」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加える。

(農業災害補償法の一部改正)
第二十三條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。
第九條及び第十條を次のように改める。

第九條及び第十條 削除
(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十四條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。
第七條 削除

(畜産に關する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に關する法律の一部改正)
第二十五條 畜産に關する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に關する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二條の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条中「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加える。
(水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の一部改正)
第二十六條 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「又は船舶に關する權利」を「の權利又は船舶の所有權」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は」を「登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九條の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削る。

(國民金融公庫法の一部改正)
第二十七條 國民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第四十四條第四項を削る。

(中小企業等協同組合法施行法の一部改正)
第二十八條 中小企業等協同組合法施行法(昭和二十四年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十七條及び第十八條を次のように改める。
第十七條及第十八條 削除
(農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一部改正)

第二十九条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「登録税」を「登録免許税に改め、同条第一項中又は船舶に関する権利を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「取得につきの下に昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は」を「登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「取得につきの下に昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、同条第四項中「に関する権利」を「の権利」に改め、「取得につきの下に昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の算定」を「登録免許税の課税標準」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三十条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「登記」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに受けるもの」を加え、「登録税」を「登録免許税」に改める。

(漁船損害補償法の一部改正)

第三十一条 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第三十一条 第八条第一項中「及び第八条から第十二条まで」を「第八条から第十條まで及び第十二条」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第三十二条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十九條第五項中「登録税」を「登録免許税」に改める。

許税に改め、同条第六項中「についての登録税の額は、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第六條實利法人の登記の税率」を「に係る当該新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条(課税標準及び税率)に改め、「その金額の」を削り、「その登録税の額は、同法第二條(不動産の登記の税率)及び第三條(船舶の登記の税率)」を「当該不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定の登記に係る登録免許税の税率は、同条」に改め、「不動産又は船舶の価格の」を削り、ただし書を次のように改める。

ただし、当該登記につき当該税率を適用して計算した登録免許税の額が同条の規定を適用して計算した登録免許税の額をこえるときは、この限りでない。

(農地法施行法の一部改正)

第三十三条 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條に次の一項を加える。

第三條又は第四條の規定によりなお従前の例によるものとされるこれらの規定に規定する登記については、昭和四十七年十二月三十一日までに受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律の一部改正)

第三十四條 連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律(昭和二十七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七條中「登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第六條(著作權の登録)」を「登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(塩業組合法の一部改正)

第三十五條 塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に、「登記」を「昭和四十二年十二月三十一日までに登記」に、「その登録税の額は、不動産又は船舶の価格の」を「その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削る。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)

第三十六條 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

附則第五條第二項を削る。

(接取不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正)

第三十七條 接取不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「においては」を「におけるその登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず」に、「をもつて、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第二條第一項第九号に規定する債権金額とみなす」とする」に改める。

かかわらず、に改め、ただし書を削る。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)

第三十六條 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

附則第五條第二項を削る。

(接取不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正)

第三十七條 接取不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「においては」を「におけるその登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず」に、「をもつて、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第二條第一項第九号に規定する債権金額とみなす」とする」に改める。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第三十八條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「取得の登記」を「移転の登記で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものに限り、登録税を登録免許税に改める。

(商業登記法の一部改正)

第三十九條 商業登記法(昭和三十八年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第十七條第二項第六号中「登録税額」を「登録免許税の額」に改める。

第二十四條第十七号中「登録税」を「登録免許税」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第四十條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「を受ける場合における登録税は、昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものについては、登録免許税」に改める。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第四十一條 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二條 次に掲げる法令の規定中「登録税」を「登録免許税」に改める。

一 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第四十九條第九号

二 破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百二十二條第二項

三 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四十三條及び第七十七條第四項

四 機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第五十四号)第十二條の二第五項

五 税理士法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十五号)附則第十一項

六 企業担保法(昭和三十三年法律第六号)第二十五條

七 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第八條第三項

八 海運業の再建整理に関する臨時措置法(昭和三十一年法律第六十八号)第十六條(見出しを含む)

九 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)附則第六項及び第七項

十 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)第二十四條の二

十一 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第三十二條第一項

附則

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

2 登録免許税法別表第一の第二十三号の(十三、十六及び十七、第三十一号、第四十三号から第四十六号まで並びに第四十八号に掲げる登録又は免許(以下「登録等」という。)の申請書を同法の公布の日前に当該登録等の事務をつかさどる官署(以下「登録官署」という。)に提出した者が昭和四十二年十二月三十一日までに当該申請書に係る登録等を受ける場合における当該登録等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 登録等の申請書を登録免許税法の公布の日から昭和四十二年七月三十一日までの間に登録官署等に提出した者が同日後に当該申請書に係る登録等を受ける場合又は登録等の申請書を同法の公布の日前に登録官署等に提出した者が昭和四十二年一月一日以後に当該申請書に係る登録等を受ける場合において、当該登録等の申請に際し当該登録等に係る手数料を納付しているときは、当該納付した手数料の額は、登録免許税

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号

法の規定により納付すべき登録免許税の額の一部として納付したものとみなす。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君 たいだいま議題となりました二法律案につきましても、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

登録免許税法は、今次税制改正の一環として、登録税の負担が最近の所得及び物価水準に適合するように、定額税率について所要の調整を行なうとともに、個人の資格または事業開始等の場合の免許、許可等を新たに課税対象に加え、建物の床面積の増加による表示の変更登記、弁護士登録が等々の課税を廃止する等、課税範囲の適正化を行ない、あわせて課税標準の計算及び納付方法等について、所要の規定の整備合理化をはかるため、登録税法の全文を改正し、その名称を登録免許税法に改めることとしようとするものであります。

また、登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案は、登録免許税法の施行に伴い、新たに登録免許税を課することとした登録、免許にかかると手数料を廃止するとともに、国税通則法、租税特別措置法その他、国税に関する法律並びに登録免許税法に関連する他の法律について、その整備をはかるため、所要の規定の改正を行なうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括審査いたしましたところ、定額税率の引き上げ幅、現金納付方式採用に伴う印紙売りさばき人の収入への影響、登録免許税収入の税務統計上の表示方法等について質疑がありました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、両案を一括して採決の結果、両案とも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第七、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長豊

登録免許税法外一件 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

田雅孝君。

審査報告書

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案右全案一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月八日

参議院議長 重宗 雄三殿 内閣委員長 豊田 雅孝

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から起算して、改正後の第二十四条の規定は、昭和四十二年六月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法は、科学技術庁の附属機関である金属材料技術研究所及び宇宙開発推進本部の業務範囲の拡大、宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所及び支所の設置等を行なうとともに、科学技術庁職員の見定員を九十八人増員する等の措置を講じようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、施行期日について別紙の修正を行なつた。

費用
本法施行に伴い必要な経費として、四億七千八百五十万四千四百円が昭和四十二年一般会計予算に計上されている。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十六日

衆議院議長 石井光次郎 参議院議長 重宗 雄三殿

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第六号中「国立防災科学技術センター」を「航空宇宙技術研究所、国立防災科学技術センター」に改める。
第八條第二号中「航空宇宙技術研究所」を削る。
第十八條第一項を次のように改める。
金属材料技術研究所は、次に掲げる事務をつ

かさざる機関とする。

一 金属材料その他これに類する材料の品質の改善を図るため必要な研究及び試験を行なうこと。

二 委託に応じ、前号の研究及び試験を行なうこと。

第二十條の二第一項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一を加える。

三 委託に応じ、人工衛星の追跡を行なうこと。

第二十條の二第三号中「内部組織」を「内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、前項に規定するもののほか」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一を加える。

三 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所(次条において「沖縄電波追跡所」という)を設けるほか、宇宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることができる。

第二十條の三を第二十條の四とし、同条の前に次の一を加える。

(沖縄電波追跡所の職員の給与)

第二十條の三 沖縄電波追跡所に置かれる職員(以下この条において「職員」という)には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に堪へる能力を充分發揮することができようように沖縄電波追跡所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二條第三項、第三條、第四條、第十條第三項を除く。及び第二十一條第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸給及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四條第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八條並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十條第

四七四

二項中「外国」とあるのは「宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替へるものとする。

第二十四條中「千九百五十人」を「二千三百人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 たいだいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきましても、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法は、科学技術庁の附属機関である金属材料技術研究所及び宇宙開発推進本部の業務範囲の拡大、宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所及び支所の設置等を行なうとともに、科学技術庁職員の見定員を九十八人増員すること等であり、妥当な措置と認める。

委員会におきましては、原子力船建造計画の概要、宇宙開発一元化を構想、原子力開発利用新長期計画の内容等について質疑応答がありました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、討論の結果、八田委員より自由民主党を代表して、本法施行の施行期日を公布の日から適用すること、定員に関する改正規定は六月一日から適用すること、修正の上、原案に賛成する旨の発言がありました。

次いで採決の結果、八田委員提出の修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法は、修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員会修正どおり議決せられました。○副議長(河野謙三君) 参事に報告させます。

【参事朗読】

本日委員長から左の報告書が提出された
沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案可決報告書

○副議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、

沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。沖繩問題等に関する特別委員長山本利壽君。

〔審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載〕

沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月十八日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案
沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案

〔目的〕

第一条 この法律は、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)に規定する受給資格者若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業保険金の受給資格者が沖繩地域において失業し、又は沖繩地域に施行されている法令の規定による失業保険金の受給資格者が本邦において失業している場合に、これらの者が当該受給資格に基づく保険給付に相当する給付を受けることができるようにするための措置を講じ、もつてこれらの者の生活の安定を図ることを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 本邦 出入国管理令(昭和二十六年政令第三十九号)第二条第一号に規定する本邦をいう。

二 沖繩地域 硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)の地域をいう。

三 失業保険法に規定する受給資格者が当該受給資格に基づいて同法の規定により受けることができる保険給付に相当する給付をいう。

四 船員保険法に規定する受給資格者が当該受給資格に基づいて同法の規定により受けることができる給付をいう。

五 沖繩失業保険法(千九百五十八年立法第五号)をいう。

六 沖繩法受給資格者 沖繩失業保険法に規定する受給資格者をいう。

七 沖繩法相当給付 沖繩法受給資格者が当該受給資格に基づいて沖繩失業保険法の規定により受けることができる給付に相当する給付をいう。

八 失業保険法相当給付の費用(負担等) 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

九 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十一 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十二 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十三 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十四 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十五 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十六 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十七 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十八 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十九 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

二十 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

5 毎会計年度において交付した前項の交付金は、失業保険法第二十八条第二項及び第三十条第二項の規定の適用については、当該会計年度において支給した同法第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業についての保険給付費とみなす。

6 失業保険法に規定する受給資格者が当該受給資格に基づいて同法の規定により受けることができる給付に相当する給付をいう。

7 次の各号に掲げる失業保険法の規定は、それぞれ当該各号に規定する事項について準用する。

一 第四十七条の三及び第四十八条の二 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

二 第四十九条第二項並びに第五十三条、第五十三條の二及び第五十五条 失業保険金に相当する失業保険法相当給付の支給を受けるために必要な証明書の交付及びこれを拒んだ者がある場合における処罰

前項の場合において、失業保険法第四十八条の二(「行政庁」とあるのは、「琉球政府の当局」と読み替へるものとする)と読み替へるものとする。

八 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

九 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十一 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十二 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十三 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十四 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十五 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十六 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十七 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十八 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十九 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

二十 失業保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法に規定する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

4 船員保険法に規定する受給資格者が当該受給資格に基づいて同法の規定により受けることができる給付に相当する給付をいう。

5 毎会計年度において交付した前項の交付金は、船員保険法第五十八条第一項の規定の適用については、同法の規定による保険給付に要する費用とみなす。

6 船員保険法に規定する受給資格者が当該受給資格に基づいて同法の規定により受けることができる給付に相当する給付をいう。

7 次の各号に掲げる船員保険法の規定は、それぞれ当該各号に規定する事項について準用する。

一 第八条及び第二十六条 船員保険法相当給付に係る戸籍事項の無料証明及び公課の禁止

二 第九條第二項並びに第六十八條及び第七十條 船員保険法相当給付の支給を受けるために必要な証明書の交付及びこれを拒んだ者がある場合における処罰

前項の場合において、船員保険法第八條第一項中「行政庁」とあるのは、「琉球政府の当局」と読み替へるものとする。

八 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

九 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十一 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十二 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十三 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十四 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十五 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十六 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十七 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十八 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

十九 船員保険法に規定する受給資格者(沖繩法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法に規定する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

昭和四十二年六月九日 参議院会議録第十五号
議事日程追加の件 沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案
四七五

昭和四十二年六月九日 参議院會議録第十五号

沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案

四七六

- 三 第二十四条、第二十六条第七項及び第九項並びに第二十七条第二項 沖繩法相当給付の支給の手續
- 四 第二十六条第八項 沖繩失業保険法の規定による傷病給付金に相当する沖繩法相当給付と他の法令による給付との支給の調整
- 五 第三十八条の七 沖繩失業保険法の規定による失業保険金の規定による日雇労働被保険者に係る失業保険金との支給の調整
- 六 第四十条から第四十二条まで 沖繩法相当給付に関する処分又は第二号において準用する失業保険法第二十三条の二第一項の規定による処分についての不服申立て及び訴訟
- 七 第四十七条から第四十九条の三まで及び第四十八条の二 沖繩法相当給付に係る時効、受給権の譲渡及び差押えの禁止、公課の禁止並びに戸籍事項の無料証明
- 八 第五十条及び第五十一条 沖繩法相当給付の支給に関する必要な報告若しくは文書の提出又は出頭命令及び当該命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた者がある場合における処罰
- 九 第五十二条の二 沖繩法相当給付に係る診断の命令
- 十 第五十一条及び第五十三条から第五十五条まで 沖繩法相当給付の支給に関する沖繩法受給資格者に係る質問及び検査並びに当該質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は当該検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者がある場合における処罰
- 十一 第五十二条 沖繩法相当給付に係る権限の委任
- 4 沖繩失業保険法の改正により沖繩法受給資格者が同法の規定により受けることができる保険給付の種類、内容、支給の手續その他の事項が改められた場合において、当該保険給付に相当する沖繩法相当給付の適切な支給を行なうために必要があるときは、政令で所要の定めをすることができ。
- 5 沖繩法相当給付に要する費用及び沖繩法相当給付に係る事務の執行に要する費用は、琉球政府からの受入金をもつて充て。
- 附則
(施行期日)
この法律は、政令で定める日から施行する。

- 2 (失業保険特別会計法の一部改正)
失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
第十八条を次のように改める。
第十八条 第一条に規定する失業保険法による失業保険事業には、沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第...号)以下「特別措置法」という。による失業保険法相当給付及び沖繩法相当給付に関する事業を含むものとする。
第三条に規定する保険給付費には、特別措置法による琉球政府への交付金(失業保険法相当給付に要する費用に係るものに限る)及び沖繩法相当給付費を、同条に規定する業務取扱費には、特別措置法による琉球政府への交付金(失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用に係るものに限る)を、それぞれ含むものとする。
第四条に規定する保険給付費には、特別措置法による琉球政府への交付金(失業保険法相当給付に要する費用に係るものに限る)を含むものとする。
第十三条の二に規定する失業保険給付には、特別措置法による琉球政府への交付金(失業保険法相当給付に要する費用に係るものに限る)を含むものとする。
(船舶保険特別会計法の一部改正)
船舶保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六条の次に次の一条を加える。
第二十七条 第一条に規定する船舶保険法による船舶保険事業には、沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第...号)以下「特別措置法」という。による船舶保険法相当給付に関する事業を含むものとする。
第三条及び第六条に規定する保険給付費には、特別措置法による琉球政府への交付金(船舶保険法相当給付に要する費用に係るものに限る)を、第三条に規定する業務取扱費には、特別措置法による琉球政府への交付金(船舶保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用に係るものに限る)を含むものとする。
(労働省設置法の一部改正)
労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。
第十條第一項第五号の次に次の一号を加える。

- 五の二 沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第...号)の規定に基づいて行なう沖繩法相当給付の支給に関する事項
- 第十八条第一項中「及び港務労働法(これに基づく命令を含む)を、港務労働法(これに基づく命令を含む)及び沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(これに基づく命令を含む)に改める。
- (国家公務員等退職手当法の一部改正)
国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。
第十條第八項中「又は船舶保険法(昭和四十四年法律第七十三号)を、船舶保険法(昭和四十四年法律第七十三号)又は沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第...号)に改める。
- (労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)
労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項中「第四十條第一項の下に(沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第...号)第五條第三項)において準用する場合を含む。以下同じ。」を加える。
- (炭鉱職業者臨時措置法の一部改正)
炭鉱職業者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。
第十八條に次の一項を加える。
第十八條の二 第一項及び第四項の規定は、手帳の発給を受けた者が沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第...号)に規定する沖繩法受給資格者である場合における手当と同法の規定による沖繩法相当給付との支給の調整について準用する。
- (港務労働法の一部改正)
港務労働法(昭和四十年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。
第五十九條に次の一項を加える。
第五十九條の二 第二項の規定は、雇用調整手当の支給を受けることができる者が沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第...号)の規定による沖繩法相当給付であつて、同法の規定による沖繩失業保険法の規定による失業保険金に相当するもの支給を受けることができる場合における雇

用調整手当と当該沖繩法相当給付との支給の調整について準用する。

〔山本利壽君登壇、拍手〕

○山本利壽君 たいだいま議題となりました沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案につきまして、沖繩問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。現在、沖繩住民であつて本邦に就職し、本邦の失業保険法または船舶保険法による失業保険金の受給資格を得ているにもかかわらず、沖繩に帰郷した後に失業状態が生じているために、失業保険給付を受けることができない者があつて、失業保険金の受給資格を得ているにもかかわらず、本邦に移転して失業しているために、その失業保険給付を受けることができない者があるものであります。本法律案は、このような状態を解消することを目的とするものであります。日本政府及び琉球政府は、これらの失業者に対して、当該受給資格に基づくそれぞれの失業保険給付に相当する給付を行なうこととし、当該給付に要する費用及び給付事務の執行に要する費用は、給付を行なつた政府間において清算すること等をおもな内容としております。

委員会におきましては、本邦と沖繩との間における労働力の交流の現状、今後の見通し、沖繩からの新規学卒者の本邦への就職状況、本邦立案に至るいきさつ等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は會議録によつて御承知願います。

本九日、質疑を終え、討論採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野三三) 別に御発言もなければ、本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野三三) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

い期間の短縮について所要の改正を行ない、もつて民間の住宅建設の促進を図らうとするものであつて、妥協な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

理化学研究所法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月二十五日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、理化学研究所の移転に伴い、同研究所の主たる事務所を埼玉県に改めるほか、監事の権限及び役員欠格事由等に関する規定を整備するものであり、おおむね妥協な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

地方公務員災害補償法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月二十五日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、地方公務員の公務災害補償の制度を確立するため、(一)すべての常勤の地方公務員の公務災害補償の実施機関として、地方公務員災害補償基金を設置し、(二)基金の行なり補償及び補給施設の内容は、国家公務員災害補償法におけるものと同一とし、(三)基金の業務に要する費用は、地方公共団体の負担金をもつて充て、(四)非常勤の地方公務員のうち法律(労働基準法を除く)による公務災害補償の制度が定められていないものについては、条例で補償の制度を定めることを義務づけること等を主な内容とするもので、おおむね妥協な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
本件は放送法第四十条の規定により国会に提出されたものであつて、その概要は左の通りである。

一、本件の内容

資産及び負債並びに損益

1 資産

昭和四十年三月三十一日における資産総額は八百二億一千二百四十六万円で、前年度に比し、百四十八億四千五百六十五万五千円の増加となつてゐる。

2 負債

昭和四十年三月三十一日における負債総額は三百五十三億三千七百三十三万四千円であつて、前年度に比し、四十六億九千六百七十七千円の増加となつてゐる。

3 損益

昭和三十九年度の損益は
事業収入総額 六百六十六億三千五百五十三万円
事業支出総額 五百六十四億一千五百七十五万一千円
資本支出充当 八十八億五千七百二十二千円
差引剰余 十三億六千二百七十五万七千円
となつてゐる。

二、本件審査の結果

異議がない。
右の通り多数をもつて議決した。よつて報告する。

昭和四十二年五月二十五日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における経済情勢の変化に対応するため、関税率及び関税の減免制度について所要の調整を行ない、旅客の通関の迅速化を図るためその携帯貨物について適用する簡易税率の制度を設け、さらに万国博覧会の開催に備えて、保税展示場制度を新設することにも、開港の追加、関税簡便の合理化その他所要の規定の整備を行なうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用
本法施行に伴う減収見込額は、初年度十億円、平年度二十一億円が見込まれてゐる。

附帯決議

政府は、パナ国税引下げの実施に当つて、次の措置を講ずべきである。
一、国産果樹の生産振興をはかるため、基盤整備事業、生産ならびに流通近代化施設、品種更新等の助成を拡充すること。
二、国産果実の消費拡大対策として、学校給食その他国内需要の増大、輸出振興に努めること。
三、パナ等外国産果実、加工品の輸入に当つては、国産果実に悪影響を及ぼさないよう輸入調整をはかること。
四、パナ国税引下げ実施時期は、中華民国に対するリンゴ輸出についての貿易交渉、果実学校給食その他の事情を勘案して定めること。

昭和四十二年五月二十六日

要領書

一、委員会の決定の理由
本法は、石炭対策に関する政府の経理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置することとし、その財源に充てるものとして石油関税収入のうち相当額をこの会計に帰属させようとするものであつて、適当な措置と認める。

を関するためその携帯貨物について適用する簡易税率の制度を設け、さらに万国博覧会の開催に備えて、保税展示場制度を新設することにも、開港の追加、関税簡便の合理化その他所要の規定の整備を行なうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用
本法施行に伴う減収見込額は、初年度十億円、平年度二十一億円が見込まれてゐる。

附帯決議

政府は、パナ国税引下げの実施に当つて、次の措置を講ずべきである。

一、国産果樹の生産振興をはかるため、基盤整備事業、生産ならびに流通近代化施設、品種更新等の助成を拡充すること。
二、国産果実の消費拡大対策として、学校給食その他国内需要の増大、輸出振興に努めること。
三、パナ等外国産果実、加工品の輸入に当つては、国産果実に悪影響を及ぼさないよう輸入調整をはかること。
四、パナ国税引下げ実施時期は、中華民国に対するリンゴ輸出についての貿易交渉、果実学校給食その他の事情を勘案して定めること。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法は、今次税制改正の一環として、国税の共通事項及び間接税に関する事項につき国民の負担軽減と手続の簡素化を図るため、課税標準及び税額の端数切捨ての基準を引き上げ、口座振替による納付の方法を法定するとともに、その場合の延滞税及び延納の要件を緩和し、課税物品の未納税移転等に係る承認事項の一部を届出事項に改め、間接税の納税申告書添付書類の簡略化等を行なうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

石炭対策特別会計法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月二十六日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、石炭対策に関する政府の経理を一一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置することとし、その財源に充てるものとして石油関税収入のうち相当額をこの会計に帰属させようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

一、委員会の決定の理由
本法は、石炭対策に関する政府の経理を一一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置することとし、その財源に充てるものとして石油関税収入のうち相当額をこの会計に帰属させようとするものであつて、適当な措置と認める。

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月二十六日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、今次税制改正の一環として、国税の共通事項及び間接税に関する事項につき国民の負担軽減と手続の簡素化を図るため、課税標準及び税額の端数切捨ての基準を引き上げ、口座振替による納付の方法を法定するとともに、その場合の延滞税及び延納の要件を緩和し、課税物品の未納税移転等に係る承認事項の一部を届出事項に改め、間接税の納税申告書添付書類の簡略化等を行なうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

石炭対策特別会計法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月二十六日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、石炭対策に関する政府の経理を一一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置することとし、その財源に充てるものとして石油関税収入のうち相当額をこの会計に帰属させようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

一、委員会の決定の理由
本法は、石炭対策に関する政府の経理を一一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置することとし、その財源に充てるものとして石油関税収入のうち相当額をこの会計に帰属させようとするものであつて、適当な措置と認める。

定価 一部 二十五円
（ただし税別）
（送料別）
発行所 東京 港区赤坂 二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二六